

本日の会議に付した事件

平成29年第4回山元町議会定例会（第2日目）

平成29年12月12日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第4回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、8番大和晴美君、9番遠藤龍之君を指名します。

議 長（阿部 均君）ここで副町長武田健久君から10月1日付の人事異動に伴う東部地区基盤整備推進室長の紹介をいたします。

副町長（武田健久君）はい、議長。それでは、私のほうから10月1日付、人事異動に伴い執行部側説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

本来であれば会期の初日に紹介すべきところでしたが、本日の紹介となり大変恐縮ではございますが、よろしく願いいたします。

東部地区基盤整備推進室長三浦真紀夫でございます。前任の吉川同様、宮城県からの派遣でございます。

東部地区基盤整備推進室長（三浦真紀夫君）三浦でございます。よろしく願いいたします。

副町長（武田健久君）以上、ご紹介を申し上げさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これで紹介を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。おはようございます。7番菊地康彦です。

平成29年第4回山元町定例議会におきまして、大綱1、細目3件の一般質問を行い

ます。

平成23年3月11日午後2時46分の惨劇により、昨日で6年と9カ月を迎えました。大震災という自然の猛威には人間の力は余りにも無力で、私たちから大切なものを容赦なく奪っていきました。我が町の復興がいつになるかなど知る由もなく途方に暮れるばかりでした。でも、日々の避難生活ではお互い励まし合い、食べる物、寝泊まりする場所を分け合いながら必要となる燃料も物資も融通し合い、寒い中でも誰一人不平不満を口にせず耐え続けました。また、全国より私たちの避難生活を少しでも和らげようと我が町を訪れ励ましていただいたり、町民の方々も炊き出しやイベントを開いていただき、特に子供たち、お年寄りは大変励まされました。心からきずなのありがたさを思い知らされたものです。

我が家では、食べ物の好き嫌いの多い子供たちも避難先での食事に何ひとつ文句を言わず食べました。家族全員が食べられることのありがたさ、屋根の下で寝ることのありがたさ、人の情けに感謝を忘れることなどできませんでした。それは誰もが被災者の境遇は同じ、自分たちだけが被災者じゃないと同時に、それを支えてくれる町民の皆様も同じ思いでいることがわかっていたからです。

震災後の復興・復旧は、目まぐるしい進捗により生産基盤、生活基盤の完成がなされ、町全体の人の流れも生活も大きく変わりました。しかし、どんなに変わっても感謝の気持ちやきずな、人の思いは忘れてはいけません。大切な心であり教訓であります。そして、これからも最も大事なことは町民がこの町に住んでよかったと言える町にしなければならないことです。その観点から大綱1、思いやりのあるまちづくりについてとして細目3件の質問をいたします。

震災は誰の責任でもありません。気仙沼の階上中学校の生徒が震災後の10日目に遅れて行われた卒業式の答辞に涙ながらに言いました。「苦境にあっても天を憎まず、運命に耐え、助かっていくことがこれからの私たちの使命です」この言葉にあらわされているように、我が町も住民、町執行部が手をとるとどのような思いで再生するかが大切であり、鍵だと思います。私たちは震災後、津波被災住宅再建支援制度により生活基盤の復旧が進み、それぞれ今の生活ができるようになりました。前にも話したとおり、被災時は被災者の境遇は皆同じでした。しかし、津波防災区域の設定により境遇が大きく変わるようになりました。そのことで私も長年住みなれた地を離れ、家族の協力のもと、新たな一步を踏み出しましたが、家庭環境や資金面でどうしてもその場に残らざるを得ない方々も多くいました。支援制度も環境も変わっていく中で、幾度となく見直しを行い被災者に対して支援を行っていただきました。しかし、津波被災住宅再建支援制度が終盤を迎える中、被災者への支援に格差が残りました。今議会にはさらなる追加支援が提案されております。新たな拡充策と支援の増額には本当に感謝をいたします。しかし、1種、2種の現地再建者への格差がまだあります。なぜこのような格差が生まれるのか、そもそも津波被災住宅再建支援制度とはどのような制度なのか、細目1は、津波被災住宅再建支援制度の意義と支援の格差についてを質問いたします。

震災後、浜通りの環境は大幅に変化し、人口減少はもとより景観、特に松の木や樹木で覆われた町並みはなくなり、住宅の件数も減り、すき間の多い住宅地となりました。また、農地が悪いという意味ではなく、周辺が畑地等となり、風による砂が生活を脅かしています。それとは逆に、新市街地はすばらしい景観と利便性のよい住環境になりま

した。それを踏まえ、津波防災区域に住む方々が安全な住環境を得て安心して住める対策の必要性の観点から細目 2 は、津波防災区域の住民への安全・安心対策について質問いたします。

最後に、我が町の変化は住環境だけではありません。既存の住宅地の住民や新市街地住民にとり大切な公共交通であります。特にひとり住まいの高齢の方は、病院への通院手段や買い物の手段の確保は大きな問題であります。また、子供たちは、学校への通学距離や安全面からぐるりん号の活用は欠かせないものとなっております。さらに JR を利用する高校生や一般の方も利便性の高い交通機関が求められています。障害者の方は、誰かの手をかりることが必要で、利用する上で安全に乗ることが最も重要となっております。その状況を踏まえ、新たな公共交通として町民バスぐるりん号の見直しとデマンド型乗り合いタクシーが創設されたわけですが、さまざまな問題点も浮き上がっています。

所管の常任委員会でも調査いたしました。新たな取り組みへの過程やアンケート等にいま一つ疑問も残ります。今回行われたアンケートもどのような観点で行われたのか、今後どのように生かされるのか、とても不安な思いがあります。

そこで今回は交通弱者の公共交通がどうあるべきかという点から、細目 3 は高齢者、障害者への公共交通のあり方について質問します。以上、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、思いやりのあるまちづくりについての 1 点目、津波被災住宅再建支援制度の意義と支援の格差についてですが、町では県の東日本大震災復興基金交付金を活用し、被災された方の町内での住宅再建を後押しすべく、支援制度を構築してまいりました。また、支援を実施していく中で、東日本大震災復興基金交付金の使途の制約、あるいは残額などを考慮しながら段階的に制度を見直し、拡充を行ってきたところでもあります。その結果、津波による甚大な被害を受けた方のみならず、津波防災区域外であっても津波の浸水被害を受けた方、丘通りで被災し新市街地に移転される方、磯地区、中浜地区の長期避難世帯に指定された方、さらには第 1 種及び第 2 種津波防災区域で現地修繕された方や丘通りで被災し新市街地以外に再建される方など、被災された場所や被害の程度に応じ、きめ細やかな支援を実施できているものと考えております。そうした中で、第 1 種及び第 2 種津波防災区域は、二度と津波による被災者を出さないという思いから移転促進区域として設定し、町としては防災集団移転促進事業を活用して被災された方のより安全な地域での再建を促しております。

しかしながら、やむなく当該地域において震災時の住居を修繕してお住まいになる方もおられることを踏まえて、平成 27 年度に生活支援金の制度を設け、ことし 9 月議会においては、これを 150 万円に拡充する補正予算案をご可決いただいたところであります。本来、町が防災集団移転促進事業を活用する前提として第 1 種及び第 2 種津波防災区域を移転促進区域としている以上、その趣旨を踏まえて補助額に一定程度の違いを設けることはやむを得ないことと考えております。このような中、昨年度決算の確定、今年度の東日本大震災復興基金交付金のうち、比較的使途の範囲の広い約 8 億円の執行状況、今後の執行見通し、さらには新制度に関する議会からのご指摘を踏まえ、最後の拡充策として一般財源も充当し、第 1 種及び第 2 種津波防災区域にお住まいの方に係る

生活支援金を180万円に拡充し、丘通りの半壊世帯の方に対する住宅再建補助金を新設する補正予算を今議会でご提案させていただいたところでありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに存じます。

次に、2点目、津波防災区域への安全・安心対策についてですが、本町では震災復興計画に掲げる3つの基本理念の一つに災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりを掲げ、各種事業に取り組んでまいりました。

まず、ハード整備について一線堤となる防潮堤は既に完成しており、二線堤機能を持つ県道相馬亘理線は平成32年度末の完成に向け、新ルートでの工事が進められております。

また、避難道路についてですが、全10線のうち、町道浅生原笠野線及び町道町中浜線が完成しており、町道山下花釜線及び町道上平磯線は県道相馬亘理線等との取りつけ部のすりつけ区間を除き、年度内の完成を目指しております。他の路線についても一日も早い全路線の整備完了に向け努力してまいります。

さらに、県道相馬亘理線の計画変更に伴う笠野地区における安全対策につきましては、いわゆる1.5線堤については、山元東部地区農地整備事業の中で先月末から着手しており、町で施工する築堤の法面保護工等を含め、来年度中の完成に向け整備を進めてまいります。

また、県道亘理相馬線へのアクセスへの向上を図る目的で一部計画高を下げた区間から直接国道6号に通ずる町道高瀬片平山線を整備するほか、県道と既設道路の取りつけに関しても住民の方々の生活利便性に配慮しながら県と連携し整備を進めてまいりたいと考えております。

引き続きこれらの各種のハード事業を展開し、安全・安心対策のまちづくりを進めてまいります。

続いて、ソフト対策についてですが、本町沿岸部の地理的状況を考慮した場合、津波の発生を考えるとときには一刻も早い避難が何よりも重要となります。このため本町では東日本大震災を教訓に津波避難文化の確立を図ることを目的に、浜通りの行政区を対象とした車による津波避難訓練を平成25年度から継続して実施しております。あわせて防災行政無線戸別受信機を各世帯に無償貸与するなど、情報伝達手段の整備拡充にも努めているところであり、さらにひとり暮らしの高齢者や障害のある方など、災害が起きたときにみずから避難することが困難な方に関する情報については、自主防災会や民生委員と共有を図り、地域の皆様が連携して支援する避難行動、要支援者支援制度の導入に取り組んでいるところであります。なお、これらの情報については、ふだんからの見守りとあわせ、災害時の支援、特に避難指示が出た場合における避難誘導や安否確認の業務について活用することとしており、現在具体的な避難方法などの支援体制について整備しているところであります。今後も防災体制の確立と町民の減災意識の高揚を図るため、各種防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目、高齢者・障害者への公共交通のあり方についてですが、現在本町が直接実施する公共交通サービスはことし4月から東日本大震災以降の町を取り巻く環境の変化や少子高齢化のますますの進展に伴うニーズの変化等に対応するため、定時定路線バスとデマンド型乗り合いタクシーの併用による新たな体系での運行を行っております。このうち、定時定路線バスについては、乗降しやすい低床型ノンステップバス車両3台

で運行し、社内には車椅子固定装置も設置しており、車椅子の方もそのまま乗車していただけるほか、路線についても役場を起・終点とし、全ての路線で宮城病院に接続するなど、医療機関への通院にも配慮しております。

また、震災以前から導入が検討されていたご自宅からの送迎を行うデマンド型乗り合いタクシーについては、高齢者の方々を中心にバスを使いたいが停留所が遠い、停留所まで歩くのが大変といったご意見を多くいただいていたことや、かねてから日中の利用者が少ない時間帯の運行に対するご指摘をいただいていたことに加え、路線から遠く民家が散在する地域を面的にカバーする必要性などを踏まえ、今年度から運行を開始したものであります。このデマンド型乗り合いタクシーについては、運行開始から8カ月が経過し、利用者の内訳としては約7割が75歳以上の高齢者の方々であり、障害者の方も約1割程度ご利用いただいております。利用者数については運行開始当初の4月1カ月間の利用人数は169名でしたが、10月には416名と徐々に増加をしております。しかし、町へのお問い合わせのほか、運行业者との業務打ち合わせや情報交換を行う中でさまざまなご意見、ご要望が寄せられていることも認識しており、特にタクシー車両を使用しているものの、あくまでバスの代替であることから目的地を指定の停留所に限定していることについて、町民の皆様にご理解を深めていただけるよう丁寧な説明を心がけるとともにさらなる運行改善に努めてまいりたいというふうに思います。

なお、今年度から自主財源による継続的な運行を図るため、有償化による運行を行っておりますが、75歳以上の高齢者の方については一般運賃の半額、障害者及びその介助者の方は手帳の提示により当該運賃の半額としているところであります。今後の運行改善、サービス拡充のあり方等については、寄せられるご意見、ご要望や利用状況の推移を注視するとともに、全世帯を対象としたアンケート調査等も実施しており、その結果を取りまとめ、運行を担う地元交通事業者の方々が対応可能な業務量との調整も図りながら、地域公共交通会議での合意を得て見直し、改善を図りたいと考えております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、再質問を行わせていただきたいと思います。

まず、初めに支援の格差と制度の意義ということですが、今お話あったように被災後から今日まで支援策をいろいろご検討いただき、そして被災者が再建できる、そういったものに関しましては本当に心から感謝を申し上げますし、今後ともそういった思いで住民、町、被災者のみならず全ての方々に思いやる対策を行っていただきたいわけですが、今この回答をお聞きしますと、津波被災住宅再建支援制度という制度というものは、住宅再建といったものがメインになっているということで、移転促進区域の方々には余りそぐわなかったのかなということなんですが、その点について行政等もどのような反省点といいますか、そういったものがあるかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの支援制度の総括ということでございますけれども、基本的には山元町の場合は3種までの区域設定をしたということは、これはそのままにきめ細やかな対応、できるだけ被災者の状況に応じてきめ細やか、それを裏返せば思いやりのある支援制度を講じなくてないと、そういう思いで取り組んできたということをご理解をいただければと思います。それと、この2つの交付金を組み合わせて執行してきたということで、最初は使い勝手のよろしい幅広の対象事業として考えられる基金が先行しまして、その中でどういうふうな支援制度があるべきかという視点・観点で

対応してきたわけですが、何せ8億という規模でございましたので、対象範囲も狭く、少額なものにならざるを得なかったというのがスタートで、その後1年後に津波の浸水区域の持ち家に居住していた方を対象にした、いわゆる制約のある43億円という基金が追加されると、この2つをうまく組み合わせなくちゃならないというふうな思い、あるいはまた、その制約がある中で、極力きめ細やか対策・対応をしなくちゃならないという、そういう大きな観点の中で、先ほどもお答えしましたように、個々の制度を横並びで見れば多少の支援の差、格差というものが生じてきていると、これは全体として見た場合ですね、危険区域のあり方、防災集団移転制度の活用等々考えるんですね。やむを得ない格差なのかなというふうに捉えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今、危険区域の設定ということなんですが、冒頭にも申し上げたとおり、被災したときには被災された方々は同じ被災者であって、境遇は本当に全く同じと私は理解しております。それが変わったのが危険区域の設定ということなんですけれども、それでそれぞれの支援内容やそういったものが大きく変わったわけなんですけれども、行政としての責任というものは特にないとお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。行政の責任ということでございますが、責任というよりも、これは言葉のあやで恐縮でございますけれども、行政としても責務ですね、これは基本的にはあるわけでございますけれども、そういうことを前提にしながらやはり町民の方々の安全・安心を担う、そういう責務がある中でどういうふうにこの問題を捉えるべきかという基本にかかわる部分をいわゆる本部会議、この管理職以上の役場の組織の中で議論を重ねてきたわけございまして、そういう中で、当初の危険区域、津波防災区域と名称変更してございますけれども、そこに住むことは極力避けていただかなくちゃならないというのが行政としての基本的なスタンスにならざるを得ないわけでございます。それはいろんな諸事情によって津波から全壊なり、流出しなかった家屋で再建せざるを得なかった、その立場も、これはそれぞれがあって我々も理解するところでございますけれども、基本的にはそこにお住まいできるのは、その家屋が使える間でございまして、やっぱり早く国の防災集団移転制度を活用していただいたほうが後々のことも考えますと、やはり行政の立場からするとできるだけそういうふうな活用して安全・安心な場所に移転をお願いしたいものだなと、そういう考え方のもとにいろいろと制度設計をしてきたというところを改めてご理解いただければと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。行政内の考え方というものが程度わかるわけですが、その中で今結果的には支援というものが残った方々にはある程度の違いだったり、差があるという結果になってきているわけですが、そこの中で、今言われた内容で現地再建しようとしていた方々に対しての説明というのは十分に行っていたということで判断してよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今お尋ねの部分につきましても震災後7年余りの中でたびたび確認の場があったわけでございますけれども、町役場としては被災された方が仮設暮らしをされている、役場の職員も限られた体制の中で、限られた時間の中で精いっぱい対応してきたというふうに思っておりますが、必ずしも町のその時々説明会等々に被災者の方々が全員そこに出席されたかと、数回開催した中で少なくとも一度は出席されたかと、あるいは町で広報している部分をしっかり確認していただいたかというところ、それは100パーセントという形で捉えれば、それはちょっと私も自信ございません。

しかし、町としては精いっぱいその時々に応じてさまざまな形の説明会というものを町での本部会議での議論、議会の特別委員会への説明という一つのパターンを踏襲しながらもろもろの周知徹底に努めてきているというふうなことをご理解いただければありがたいと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その中で東日本大震災の復興基金から支援制度といったものができて、その全員とは言いませんが、被災者に支援を行ってきたと、十分な説明はやってきているつもりですがなかなか浸透しているかどうかという不安もあるかと思うんですが、ただ、その支援制度の中の人の制約ということでご回答いただいたんですけれども、この制約というのはどういった制約だったのかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。制度的な内容でございますので、基本的には担当課長からも補足させてもらいますけれども、一番最初の24年の1月中旬に交付決定を受けた8億円というのは、比較的何にでも使えるという用語弊がございますけれども、比較的広範囲の対象事業に使えるというふうな、そういう側面がございますし、その1年後の25年の2月に頂戴した43億円については、先ほども申したように、対象者があくまでも津波浸水区域内、それも持ち家、そこに居住していた方という基本的な用途の制限というものがあるということをまず私のほうからご紹介させていただいて、担当課長のほうから若干の補足があればお願いいたします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、私のほうから追加のご説明をさせていただきます。

まず、いわゆる8億という基金、東日本大震災復興基金交付金でございますが、これが比較的用途の広いということでございます。こちらのほうにつきましては、目的といたしましては、市町村が行う地域の実情に応じた住民生活の安定やコミュニティーの再生及び地域経済の復興、雇用の維持対策等に要する経費を対象とするといったところが主項目としてございまして、具体的に交付の対象事業というところで5項目ほど出されております。この5項目の中に被災者生活支援、あと地域コミュニティーの支援、地域産業支援、防災対策支援、その他の支援ということでございます。こちらの方の基金につきましては、いわゆるハード事業ですね、公共施設の整備等に係るものについては用途が使ってはいけないというところの制限がかかっているものでございます。

片や43億というところで同じく東日本大震災復興基金交付金津波被災住宅再建支援分という基金がございます。こちらのほうにつきましては、趣旨といたしまして住民の定着を促して復興まちづくりを推進するため、被害を受けた地域の住民に対し独自の住宅再建支援事業に要する経費ということで指定があります。こういった中で対象とされる満たす対象者のところでございますが、町長のほうからもありましたとおり、東日本大震災発生時に津波浸水区域内に持ち家に居住していたもの。また、同一市町内で住宅を再建するもの。そのほかに、防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅再建の対象とならない人ということでございますので、ここで危険区域の1、2種、防災集団移転促進事業の対象となっている方については、43億については使えないという規定がございます。さらに、この対象とする中で、防災集団促進事業の利子補助金とかの上限額を超えてはいけないと、支給総額が、ということがございますので、これらの基金を組み合わせる際にその支給総額の中で超えた部分については8億のほうから充当したというような被災者もいらっしゃるというようなのが現状でござ

います。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そういう用途要件と申しますか、制約ということなんですが、極論からいって1種、2種の方に27年当時100万円の生活支援金等も支給されていると、今回の9月、そして今議会に提案する追加については、結局どのお金を使って支給するのでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今回の1種、2種区域に対する支援の部分につきましては、8億円のほうの基金を充当するというところで、町長の1回目の回答のところにもありましたとおり、使い勝手のいい基金ということで表現させていただいている基金のほうを充当させていただいているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうすると、前にもちょっと話として、その1種、2種には生活支援という名目での支援金ということで理解してよろしいのでしょうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。住宅再建ということではなくて、あくまでも家財等の生活再建ということでの支援金という名目にさせていただいているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。建物にはできないと、そういう地域に住んでいる方の建物にはできないということで、名義というとおかしいですけど、被災された方には生活を支援するという内容の支援金ということだと理解しますが、ただそこで一定程度の違いはやむを得ないということが回答にあったわけですが、この一定程度の違いということでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。1回目の回答にもそれらしい部分があるわけですが、そもそも8億からスタートしたときのこの制度の設計、基本的な部分で1種、2種は、2種の選択制という部分でございますけれども、基本的には移転促進区域と、そこでの現地再建は通常できないという、そういう基本的な立場がございまして、その立場をやはり堅持しないと制度設計そのものがいろいろとバランスがとれないことにもなりかねないという部分がございます。町内での一定の期間はこの部分についての支援制度を対象とすべきというふうな議論はなかったというふうなことがございます。そういう経過を経て議会側の問題提起などもあり、全体の執行状況なども勘案しながら先ほど担当課長からお話ししたように、そこで生活を再建していると、いろんな家財道具も失われてそれを補充する必要性があった等の一定の状況がございまして、その状況に鑑みて一定の支援をするべきだろうと、そういう考え方に少しずつ軌道修正されてきて、今日があるというようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。先ほども私申し上げましたとおり、被災者としては皆同じ境遇だと、その中で危険区域がその境遇を変えてしまったと、最終的には今言われる支援の差が出て、ただ、その支援については制度上の問題だったり、移転促進という地域ということで差をつけなければならないというような結論かと思うんですけれども、ただ、やはり最終的に私は町民初め、被災者の場合ですけれども、同じだと思うんですね。

再度お伺いします。どうしても1種、2種区域での支援を同額というとおかしいですけども、追加することはできないのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今までのご回答申し上げてきたところが基本的な部分でございますけれども、もう少し補足するならばやはり津波防災区域というのは、安全性確保の観点から行政が一定のいわゆる建築制限をかけているわけでございます。そういう中

で土地利用への制約がより強いという部分もございますし、先ほども申しましたように、防災集団移転を多くの方が活用して、安全・安心な場所で再建されているということ、補修した家屋については一代限りとは申しませんが、一定期間しかお住まいになることができない家屋でもございますのでね、そういう部分での一定のバランス整合性というものを考慮した場合には今回ご提案申し上げているさらなる引き上げの180という線が我々としてもぎりぎりのラインだろうというふうな思いで今回引き上げ案を提案させていただいているということでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。1点目については、今、町長の最後のお話なんだと思いますが、私はこの被災者の支援というのはお金だけではないんじゃないかなと思っています。やはり次にもつながるお話なんです、やはり安全な生活を保障することも生活支援じゃないかなというふうに思いまして次の2つ目の住民への安全・安心対策について再質問いたしたいと思います。

回答の中では津波浸水区域の安全、それから避難対策、そういったものを捉えていただいて、そしてソフト対策についてもひとり暮らしの方々の高齢者だったり、障害者のタイプといったものを十分考慮されていて、本当に安心できるんじゃないかなと思います。ただ、やはり大きいものも確かにこれは大切です、これが全区民なり、その地域も守ることなんです、思いやりという点からすると私はどうしても体が小さくて、心も小さいので、小さいことに目が行ってしまうんですが、生活道路等ですね、私も避難地域を回るとかなりでこぼこのところもあって、そこを小学生が通学路としても使っております、まして暗くなると最近では4時過ぎると暗くなって、そこで自転車、遠いものですからね、学校まで遠いので自転車で通っているような、そういった道路の改修だったり、修繕。そういったものは計画にはないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお尋ねは、浜通りに目をやった場合のご指摘というふうに捉えさせていただきますが、今、浜通りのほうで重点的に取り組んでいるのは、先ほどお答えしたように、町全体の避難道路の整備というものを優先せざるを得ないという状況にございまして、そちらを優先にということでございます。もちろん震災直後から始まった復旧の場面では既存の使用、町道を中心とした道路の復旧整備に取り組んできたわけですが、議員ご指摘のような、いわゆる幹線道路に通ずる生活道路的な部分については、これは順次整備に努めてきているというふうな状況がございまして、ご案内のように、浜通りに加えまして丘通りのほうにつきましてももう数十年来からの積み残しの懸案課題が山積してございますので、町としては28年度から津波浸水区域浜通りに加えて丘通りのほうにも相当軸足を移しながら町全体の生活道路、生活環境基盤の整備にも努めてきておりますし、これが言うなれば町全体としてそういうところの対応にもようやく手が回るようになってきたということでございますので、28年、29年と、そしてまた来年、再来年とここ数年継続する中で、長年の各地区、町全体の生活環境基盤整備が相当程度進むのじゃなかろうかなというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。復興事業の優先度というのはわかるんですが、ただ、この津波防災区域というのは、復興する区域だと思います。確かに丘通りの方々もいろいろなトラックの往来だったり、交通量の増加からいろんな面でご不便をかけているわけですが、ただ、やはりそういった浜通りといいますか、今、東部の畑地を整備したり、水田を整

備したりする中で子供たちがその間を縫ってでこぼこの道路を歩いて通学しているというのは、やはり被災者に対する思いやりだと思うんですが、それを復興と別に考えるというのちょっとどうかと思うんですけどもいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうですね。必ずしも復興と結びつける必要はないんですが、先ほど申しましたように、復旧事業を進める中で相当程度枝線的な部分にも対応してきたところでございます。しかし、その後の時間の経過とともにですね、不具合が生じているというふうな路線等があればですね、これは順次当然のごとく対応していかなくちゃいけない問題だというふうには思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その辺ぜひお願いしたいと思います。また、浜通りを見ますと、先ほど冒頭にお話したように、本当に周りに何もなくなって、本当に畑、田んぼが多くなってきて、それが昔は木があったんですけども、今から木を植えて何十年後にその木が防風林として役に立つのかわかりませんが、その防風だったり、本当にそれによって砂が新しい住宅でもやっぱり中に入ってきているという方も聞くわけですが、そういう面のお手伝いというのは町のほうでは考えてはいないのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。風対策はご案内のとおり、営林署のほうで海岸線の復旧に努めているわけございまして、しかし、これは植栽して機能を発揮するまでにはまだまだ先の話になるというふうではございますけれども、もう一つ大きな意味での風対策としては、東部の農地整備事業の中で非常に風通しのいい一帯が、これから本格的に営農が来春から始まるということもございまして、特に畑作の部分についての影響が一定程度回避する必要があるというふうな、そういう思いのもとで事業主体でございます県とも連携とりながら一つは風を意識した築堤ですね。それから今調整を進めているのが植栽の防風を意識した植栽の工事をこれから間もなく取りかかるという状況でございます。この辺の植栽関係についてはちょっと担当のほうからまた補足させていただきますけれども、今、議員ご指摘の部分はもしかしたらもう少し個々の家庭といいますか、集落といいますか、そういうふうな部分というふうな側面も含んでいращるのかなというふうには思いますが、これはこれからいろいろと議論を深める中で従前の居久根機能といいますかね、そういうものの再現というものに対して町としてどうかかわるべきなのかですね、自然災害だったからそれは個々が対応すべきというふうにするのか、やはり一定程度町もそういうものにかかわりを持って町全体として取り組むべきだという方向にするべきなのか、それは少しこれから議論を深めさせていただきたいなというふうに思います。東部の植栽関係については、産業振興課長のほうから少し補足させていただきます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

ただいまの町長から答弁申し上げましたとおり、畑作に関しまして、せっかく作付した作物に砂がかぶってしまうというふうなものはやはりあちこちで見受けられると、特に今の時期から3月ぐらいまでにはいわゆる蔵王おろし、西風ですね。これでもって影響があるというものもあるものですから、浜沿いを走っていただくとご覧いただけるとおわかりになるんですけども、実は農地整備事業の一環としていわゆる防風林帯、防潮林と今後整備される県道のかさ上げの分のちょうど真ん中ら辺に防風林帯を、高さ2メートル前後ぐらいで今盛り土工事についてはおおむね完了しています。今後、その何を植栽するかということについて、今まさに県のほうと調整している段階でありまし

て、ただ議員もご指摘のとおり、例えば浜のほうですと、今まで沿岸部のほうに広がっていた松林、これを植えるのかというふうなこともあります。いかんせん、その生育が遅いと、ただ、それで生育がなるべく早くて、あるいは風対策にもきく竹林なんかもどうかという話もありますが、これもご承知のとおり、竹に関しては根張りが真横に張っていくなんていうふうなメリット・デメリット、種類によってさまざまございます。そういった中で、できる限り根張りが強く、そして生育も早く、いかになるべく早く防風対策が講じられるかという植物については今、県も含めて担当で調整中ではありますが、それらがある程度の大きさに生育する前の段階として、いわゆる防風ネットも同時に設置をしながら風対策を図っていききたいというふうなことで進めている状況でございます。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今、最後に防風ネットということで、これが即効性も私も考えておりますし、それをやったほうが経費的にも安価で済みますし、個別にですね、全てにということではなくて、個別な対応も可能なんじゃないかなというふうに思います。ぜひその辺は考えていただきたいんですが、何を言いたいかというと、最終的にこの安心・安全対策といったものは、町は十分いろいろ手をかけていただいているわけですが、やはり津波防災区域、特に1種、2種の方というのは、前の質問にもあるように、支援金で差があって、なおかつ住んでいろんな心配があるという状況になるということもあるんですね。ですから、私がここで言いたいのは、安全性というだけではなくて、ここを生活支援というものが家財だけじゃなくて、こういった部分にも必要なんじゃないかと、なので、やはり差はなくていいんじゃないかと私は思うんですが、これは関連してしまうのでずるいやり方なのかわかりませんが、でもやっぱりただ住んでいるんじゃないくて、そういったいろんな不具合を持って生活している、その人たちをやはり、その方々はお金が足りないとか何とかじゃなくて、同じに見てほしいわけですね。ほかの人と同じように住民として見ていただきたいと、いろんな部分は本当にしっかりやっていただいていると思うんですけれども、やはりその多少の金額の差と言われるかもわかりませんが、そういう部分はこの方々がやはり私は強く受けとめているんじゃないかなと思うんですが、その点、先ほどの基金の支援じゃなくて、町の新たな形でそういう防風ネット等の補助金等を設置した方にするような考えは持てるかどうかお伺いしたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な部分としましては、議員ご指摘のとおり、その地域、あるいは対象者全体としての支援といえますか、思いやりというふうな視点で対策することが大変大切なのかなというふうには思います。もちろん前段の個々の制度については、一定の限界、制約というものはあるにしても、また2番目のこの地区への配慮というふうなトータルな面で地区の皆様にも少しでも安全・安心につながる、そういう対応をしていくことが非常に大切だろうというふうに思います。そういうふうな基本的なところをしっかりと認識しながらこの区域住民への対策・対応ということで先ほど県道のルート変更、高さの調整に係る部分もしっかりでございましてですね、防風対策も含めて議員が念頭にある地区の皆様にもさまざまな角度から対応をしていかなくならないなど、そういうふうな思いではおるつもりでございまして、そのネットのご提案も含めて今後検討をさせていただきたいなというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ぜひ前向きな検討ということで、浜通りの方にも先ほど最後の支援策とはいわれましたが、何とかやっていただければというふうに思います。本当に

これまでの町長の復旧・復興の尽力、成果といったものは認めます。本当にいろんな苦労なされたかとは思いますが、町はでき上がりつつありまして、ただ中身はやはり今言われるように、思いやりを持ってこれからが大切だと思います。町長が言われる「住んでよかった」と言われるまちづくりですね、これは常々言っているわけですがけれども、やはりどのような思いやりを持ってこれからも住民に対応していくか、そういうものもやはり大切であり、復興の仕上げとしてぜひやるべきではないかというふうに思います。

さらなる思いやりを持って対応していただければと思います。

では、次に、最後の細目3、高齢者・障害者への公共交通のあり方について再質問させていただきます。

回答にあるように、今、町の公共交通というものは、町民バスぐるりん号とデマンド型乗り合いバスが活用されているわけですがけれども、回答にもあったようにいろいろ意見だったり、そういったものが多かったわけです。私も最初の、震災後だと思いますが、アンケートを800何人の見させていただくと、いろんな思いが詰まっております、あの思いがですね、ひしひしとあるわけですが、その中で今運行がされているわけですが、この公共交通の総論として、町民にどうあるべきと思ってこの今運行している路線だったり、デマンド型の乗り合いタクシーを構築されたのかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の公共交通の前段としてご案内のとおり、いわゆる民間での路線バスが運行されていた時期があったわけでごさいますけれども、それを引き継ぐ形で町がこの公共交通を一定程度担うべく、運行にこれまで努めてきたというところでございまして、これは端的に言えば全ての皆さんが満足していただけるというふうな、そういうふうな運行というのは理想でございまして、なかなかこれまでのこの流れなり、町が果たすべき役割の中でやはり一定程度、やはり最大公約数的なそういう運行にならざるを得ないという部分があるということとをちょっと町全体として共有していただきませんか、次から次といろんな希望・要望が殺到しますと、これはなかなかにつきもさつきもいかないと部分もございまして、やはり公共交通のあり方そのものをもう少し共有していただかなくちゃいけないと思います。ただ、今の場面を考えると先ほども1回目の答えにしましたように、新たなデマンド型の乗り合いタクシーを導入した初年度でもあるというふうな、そういう部分への周知、あるいはご利用いただく方のなれですね、これも必要だろうというふうに思いますので、やはり一定期間、いわゆるこれまでは最低1年間はその様子を見ながら次の改善、ステップに向けて運行のあり方を見直してきているという状況がございまして、引き続きそういう方向で基本的には対応していかななくちゃいけないなと思っておりますのでございまして。

7番（菊地康彦君）はい。今、回答の中で最大公約数ということで、町民の負託になるべく応えるような形で動いているかとは思いますが、ただこの中に利用者の方のアンケート等をとって宮城大学でまとめた結果もあるんですけど、やはり使う側というのが一番大きいんじゃないかなと、こういう公共交通を考える際に利用者の考え、特に高齢者だったり、障害者がどんな思いでどういうふうなものを要求しているか、そういったものは検討、それから聞く機会があったのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでもさまざまな形での意向調査を繰り返してきておりまして、それを極力反映させるやり方を踏襲してきているわけでごさいますので、今後そういう形をとということでございまして。具体的に例えば今の制度に移行する前の導入の経緯

等もございますので、その辺の詳細につきましては、担当の企画財政課長のほうから少しご紹介を申し上げたいというふうに思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。高齢者の方々等々への意見聴取ということでお尋ねかと思えます。

これまでもアンケート調査、特に今年度に入りましてからは、大きく制度を変えたというところもございまして、実際に利用されている方、デマンド型乗り合いタクシーについては先ほど町長からも申し上げましたが、高齢者の方の利用が非常に多くなっております。そのデマンド型乗り合いタクシーの利用登録者の方に対して直接郵送等でご意見を頂戴しておりますほか、今年度は住民アンケート調査ということで、各全世帯に対してアンケート調査、実際に乗っていらっしゃる方に限らず実際に乗っていらっしゃらない方、どういった点が改善点、もしくは利用するに当たってどういったことをすればご利用いただけるかとか、さまざまな視点からアンケート調査を行っているところでございます。現在、その結果につきましては、集計しているところでございまして、そういったご意見を踏まえながら次年度以降の運行のあり方といったところに生かしていければというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。さまざまな場面での利用者の話を聞いたということなのですが、地域公共交通会議の設置要領の中の構成員の中の利用者の代表とあるんですけども、この方々を意味しているのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。公募ということで、実際に公共交通会議のほうには委員ということで町民の方にお入りいただいております。お二人とも一定のお年を召された方ということになりますけれども、それに限らず今回は実際のさまざまな町民全体の方からご意見をいただいているということでご理解いただければというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その辺はちょっとよくどういうふうにとというのがあれなのですが、私のうちにもアンケートは参りまして、私のうちには3名それぞれ書いております。ただ、やっぱりわかりにくいというか、答えにくいというか、それで、さっき言ったように利用者の声だったり、そういったものがどういうふうに届くのかというのはちょっとわかりにくかったです。ただ、その中から多分まとめるのは町執行部ではなく依頼先がまとめるのかと思うんですけども、やはり今いろいろ問題になっているのはわかるかと思うんですけども、その停留所でおろされてしまってというのが問題だったんですね。うちからは乗れるけど、停留所までで、今回のアンケートにだから私は病院、どこの病院、駅、どっちの駅というふうに明確に答えるのかなと思って期待はしたんです。そうすると、人の流れといいますか、人、ここの部落の人たちはどこに行くという明確に出てくると思うんですけども。そうすると、停留所ではなくて、その場所に行けると思うんですよ。そのデマンド型、そういったものもあったと思うのですが、何かあまりほかの市町村、いろんな成功事例もあったかと思うんですけども、確認、調べたかと思うんですけども、やはりそういった成功事例の中には利用者がやっぱりかかわっているというのが非常に多くて、やはりそういう個人個人の意見というのはやはり大切なんじゃないかなと思うんですけども、今後その今のアンケートをもとに再度利用者に会議の中で地域公共交通会議にそれを諮るというふうに回答ありましたけれども、やはりそういう部分も十分に念頭に入れて開催する予定でしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。まず、アンケート調査の内容につきましてご指摘頂戴いたしました。

今回、全戸対象ということでアンケート調査ということで、私どもといたしましても非常に幅広くご意見を頂戴して、その上で運行体系について考えていきたいということで内容についてはかなり詳細にということで、非常にわかりづらくなった点につきましてはおわび申し上げたいと思います。ただ、我々としてもいろいろ幅広い意見を頂戴したかったということでご理解いただければと思います。

それから、その結果の集計ですとか、その後の活用ということでございますけれども、そちらにつきましては現在委託業者のほうで集計をかけまして、今後地域公共交通会議の専門部会、それから親会のほうですね、そちらのほうにそういったご意見の結果ですとか、そういったものをご報告しながらどういった運行体系、来年度ですね、大幅な見直しというのは考えてはおりませんで、まずは今年度の体系を一定程度維持していただいて町民の方にご理解いただくというのがまず第一だと思っておりますけれども、そういったご意見いただいている部分について、可能なものについては反映させていながら次年度の運行についてご意見を公共交通会議のほうでいただければというふうを考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。このデマンドだったり、町民バスは、高齢者、それから障害者、そして子供たちということで、交通弱者の方々が本当に期待すべき交通機関だと思しますので、ぜひ住民の声を聞く、そういった機会を設けていただいて本当にせっかくやるわけですから、行政だけがやるべきではないと私は思っています。やはり利用者、この方々にもやはり意識を持っていただいて構築していくべきではないのかなと思います。

それでは、次に、この回答の中に町が直接執行しているのは、公共交通はバスなりデマンドということで回答いただきましたが、町長要旨の話の中に本町にとって欠かすことのできない重要な基幹交通といわれるJRということで、昨年12月に開通したわけです。そこで、その乗り入れですね、乗り入れに対してどうしても町民バスぐるりん号の朝晩の利用者ちょっと活用できないんじゃないかなと思うんですが、この辺も改善の一つになっているんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。現在は一定程度私どもとしてはJRへの乗り継ぎですね、その辺のダイヤということに関してはなるべく利便性という意味で接続するようということでは組んでいるんですが、ただ、路線の関係ですとか、そういったことをいろいろ考慮していきますと、どうしても一定程度のお時間をいただいているという部分は場合によってはあるかと思えます。ただ、私どもとしても一定程度はそのあたりについては検討しながらダイヤを組ませていただいているということをご理解いただければと思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。デマンド型とは違って町民バスは朝夕の運行をメインに考えているということですので、ぜひ駅利用する、せっかくJRができて駐車場利用もそうですけれども、JRの利用も震災前より減っているということですので、なるべく活用していただくように、そのような観点で検討をしていただきたいと思います。

それと、また、これ直接関係ないと言われるかと思うんですが、そのJRなんですけれども、高齢者、それから障害者にとって2階建てホームというのはかなり負担になっているようです。町でどうのこうのやるわけではないんでしょうけれども、隣の新地は

高く2階につくっていないので、雨風吹いても逃げる場所があるんですが、山下、坂元については雨降るともう私も何回か行ったんですが、雨のときしか行っていないので大変あれですけども、ホーム全体濡れているんですね。私の娘もちょっと障害がありまして、そこで待機するにはちょっと不便といたしますか、ぬれるので、下で待っていると電車が来てしまったりとか、エレベーターに乗ろうかと思うとエレベーターもあのとおり時間がかかるので、乗り遅れはしなかったんですが、ほかの人が乗り遅れてしまったりとか、そういったことも聞いております。なぜこのホームにつくらないんだということで駅員に聞くと、ちょっと最初の計画になかったということなんですが、この辺、ぜひ町のほうからも、ちょっと私難しい言葉があれなんですけれども、期成同盟というしか言わないんですけども、常磐線の北部の期成同盟のほうにぜひ働きかけていただいて、そういった方々をぜひ守っていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回のこの高架スタイルの常磐線の運転再開ということで、基本的にはご案内だと思いますけれども、やはりJRサイドでこの全国統一した整備基準というふうなものをお持ちでございますので、その辺との関係で、それぞれの地域の実情がどこまで取り入れていただけるか、これは期成同盟会はもちろんでございますけれども、我々も震災後のJRの一時復旧工事に絡みまして、ずっとJRとの連携もしてきましたし、そういうまた山元町ならではのJRとのパイプも構築してきたつもりでございますので、さまざまなチャネル、パイプを通じまして、どこまで対応かのなかのチャレンジはしてみたいというふうには思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ぜひホームに待合室、簡易的で構わないです。今のエレベーターおりとすぐに椅子があって、それを囲むような形であればそこで待つことができますし、エレベーターの混雑もなくなるということで、とてもいいことだと思います。JRの太子堂駅なんかはそういう構造になっておりまして、風も防げますし、雨も避けられるということで、震災前は山下駅も待合室があったおかげで我々も相馬方面に行くときにぎりぎりではなくて早目に渡って中で雨風をしのいだということもあります。特に、今回2階建てなので風も強いんですね。その風で本当だったら吹っかけない雨だったり風も吹っかかってくるので、とにかくお金だけが生活支援ではないというのは皆さん、町長初めわかっていると思います。安全な生活を保障することも生活支援となっておりますので、そういった点を踏まえましてぜひ特段の対応をお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終わりにします。

議長（阿部均君）7番菊地康彦君の質問を終わります。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時35分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部均君）6番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。6番。6番岩佐秀一です。

ただいまから平成29年度第4回山元町議会定例会の一般質問をさせていただきます。

東日本大震災発生から早6年と9カ月が過ぎ、復旧・復興事業も8割方の進行に伴い、生活インフラの整備が進み、ようやく落ちつきを取り戻した。そして、生活に安定がついたところで10月22日から23日にわたり当町を襲った台風21号により、河川、道路に甚大な被害が発生しました。幸いなことにですね、稲作の収穫が一段落した時期であったためにせめてもの救いでありました。

台風21号の被害に対する復旧作業と今後の防災に対する取り組みについて。

大綱1、自然災害発生に伴う今後の対応について。細目2件ありまして、細目1件目は、町管理の河川浚渫や保守点検は適正であったか。2つ目、環境変化（高速道路の建設、土取り場の増加等）に対する防災対策は適正であったか。

山元町の災害復興計画の基本理念である災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり、強力に進める意思があるのか町長のご回答を伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、季節外れの台風21号の襲来に伴う自然災害発生に伴う今後の対応についての1点目。町管理の河川浚渫や保守点検管理は適正であったかということについてですが、河川の浚渫については、平成27年度から山元町河川浚渫計画において河川の規模や土砂堆積状況に応じ、一定区間を毎年、あるいは4年、10年、そういう単位で毎回実施する計画としております。計画に基づきまして台風シーズンの出水期までに完了することとしております。今年度も6月末までに6河川、北から八手庭川、小平川、山寺川、大沢川、高瀬川、坂元の上流部にございます上台川で予定していた区間全てについて浚渫が完了しておったところでございます。

次に、防災関連施設の保守点検管理についてですが、沿岸域の排水機場の管理、これは毎年町内6カ所、北から牛橋、花釜、大谷地、谷地、赤川、江中子と、この6カ所を互理土地改良区に委託しておりまして、出水時には計画の機能を発揮するように適切に運転管理を行っているところでございます。また、山下・坂元両市街地の調整池の管理につきましても災害時に設定どおり機能するよう適正に維持管理を行っております。

今回の台風による被害は、国の激甚災害に指定されるなど、近年まれに見る豪雨によるものであり、これらの各施設は今回の雨量による水準では整備されておられませんので、日常管理での対応には限界があることをご理解いただきたいというふうに思います。

今後とも町が管理する国道から西側の河川等に限らず、国道から東側の排水路を管理する互理土地改良区や二級河川を管理する県などとも調整を図りながら適切な河川等の維持管理、あるいは施設の保守管理に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目、環境変化、高速道路の建設、あるいは土取り場の設置、稼働等に対する防災対策のうち、高速道路の建設についてですが、常磐自動車道新地インターチェンジからこの山元インターチェンジ間の建設によって既存河川等を横断する箇所について、横断部における河川の付け替えや断面の改修等が行われ、コンクリート構造物による整備が行われたことで流速がこれまでより上がり、降雨時には下流域への水の到達が早くなることが想定されたことから、下流域における堆積土砂等の浚渫を計画的に行っているところであります。排水路等の設計には一定の基準が設けられておりまして、その基準によって断面や構造を決定し整備しておりますが、10月の台風21号は、降り始めからの総雨量が358ミリメートル、そして22日から23日にかけての日雨量、これ

は252ミリに訂正させていただきますけれども、特に23日早朝には時間の最大雨量が41ミリメートルを記録し、排水路が持っている排水機能以上の降雨となったことから、本町では全域に避難勧告を發表したところであります。今後も一定基準以上の豪雨等の場合は、早目の避難勧告とソフト面での対応を図ってまいります。

次に、土取り場の設置なり、稼働等についてですが、土砂採取を行う場合、森林法や採石法等の関係法令に基づき、周辺環境への影響や災害時における被害防止のため、それぞれの基準を満たした上で県が認可することとなっております。具体的には土砂採取に伴う法面の崩落を防止するための措置や採取前の森林の保水能力を確保するための防災調整池の設置など、災害発生を未然に防止するためのさまざまな措置がとられております。また、県では年に1度、各採取場を立ち入り検査し、採掘の保安状況や公害防止対策についても詳しく調査しており、町内に点在する砕石場についても法令で定める安全基準を満たしているとの報告を受けております。特に、保水力確保のための防災調整池に関しましては、50年に一度の降水量を想定し、整備することとされており、時間雨量90ミリに耐えうる容量を備えていることから安全性は確保されているものと認識しております。採石場に対する指導や実地検証は、県が役割を担うこととなりますが、町民の安全・安心をより一層確保するため、近年の集中豪雨等の異常気象も視野に入れ、今回の台風被害についての情報を共有するとともに、国・県とさらなる連携を図ってまいります。

さらに、東部沿岸地域については、二級河川坂元川、戸花川の災害復旧工事や現在県において実施中の山元東部地区農地整備事業での用排水の分離や排水系統の見直し並びに水路幅の拡幅や排水断面の改良が行われますとともに排水機場の新設や既存の機場の機能強化が図られますことから、これらの整備が進めば相当の排水効果が上がるものと期待しておるところでございます。

今後とも国・県や互理土地改良区等との関係機関との連携を密にし、町内の排水対策につきまして万全を期してまいります。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番岩佐秀一君の質問を許します。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。6番。再質問になるんですけども、まず町管理の河川浚渫や保守点検管理についてお伺いしたところですね、河川浚渫は河川の規模とか堆積によって一定の区間は毎年ないし4年から10年浚渫すると回答がございました。前回は河川の浚渫について質問をさせていただきました。それで、この浚渫した箇所ですね。ここは今回の台風による大雨で越水とか崩壊みたいなのがあったぞとか把握しているかどうかお聞きします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい。

議長（阿部 均君）ちょっとお待ちください。今、室長が調べ中でございますので……。時間か

かりますか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。まず、浚渫については、6河川プラス1河川をやっておりますけれども、北のほうは水があふれたというのがありますけれども被災は特になんませんが、坂元地区はやはり大なり小なりあふれたところについては被災を受けているようではあります。何カ所というのはちょっとありますけれども。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、施設室長が回答したとおりですね、去年の秋から浚渫した箇所は確かに壊れていません。坂元地区見たところですね。しかしですね、その上とか、もう崩壊しているような状態になっています。久保間のところとかですね。したがって、この浚渫計画がですね、毎年または4年から10年ということでありますので、やはりこういう季節ですので、もっと深度化を図って、危険箇所は早目にですね、やるべきだと思うんですよ。ということは、川の幅も堆積して水流が全然変わって違うところが崩壊しているような状態なんです。そんな関係でこの浚渫期間が余りにも、毎年というのも入っています。しかし4年から10年スタンスでやるということで、このスタンスがご存じのようにですね、最近集中豪雨が、雨量が多いですね。そんな関係でこれを見直す計画はないかどうかお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えいたしましたように、町としては27年度から計画的にこの河川の浚渫をしてきているというふうな状況でございますので、少なくとも一歩前進という中でこの対策を進めてきているということをご理解いただきたいというふうに思います。

あと、基本的には議員おっしゃるような方向で臨まなければならないという、そういう思いはあるわけがございますけれども、問題はいろんな場面で共通した問題としてやはり震災前の50数億円という一般会計予算を議会含めた人件費等々、学校教育費等がいろんな分野に一定の配分をしなくちゃいけないわけがございますので、その配分割合をどういうふうな形で共通理解できるかという、最終的にはそこにかかってくるんだろうというふうに私は常々思っているわけがございます。ちなみに50数億円の震災前の当時は土木関係、まちづくり課、1部署でございましたけれども、年間の予算、改良なり維持管理2億5,000万から3,000万ぐらいのオーダーなんですね。その中でこういう大雨に備えた対策・対応、あるいは通常の道路の改良なり維持補修等々ですね、全部その中で賄おうとするとやはりどうしてもまちづくり課の予算配分の中でも限度・限界が出てくるということがございます。ですから、町全体としてここはやはりもう少し切り詰めて、おっしゃるような各行政区から出てくるような生活環境の基盤整備、これにもう少し予算の割合を多くしましょうと、こういう方向性がね、共有できると我々も非常にやりやすいわけがございますけれども、やはりこれはこれ、これはこれというふうに言われるとなかなか厳しいものがございます、しかし、その中で先ほど申したようにより計画的にというふうなことで対応してきているというふうなことでございますので、その辺の関係をぜひご理解いただく中で、できるだけ前向きにこの問題解決に向けて取り組まなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、町長が言ったとおりね、一般財源が50数億円の中で、この河川の浚渫、「一般会計」の声あり）一般会計だね、50数億円の中で、やはり保安・安全に使う金というのは限定されていると私も思います。現実的にですね。そんな中で、しからばですね、単純に今回の台風が10月末だったからよかったけれども、これが万

が一、通常の台風の時期に来たら農作業関係、産業関係、相当打撃与えたと思うんですよ。単純に考えて予算が2、3億ぐらいしかない、全体的に、浚渫なんていうのは何百万の価値だと思うんですけども、そんな中で1回の台風の雨で被害額が町の持ち出しもいろんなのがあると思いますが、今回は5億を上回る被害が発生しているわけですよ。不幸中の幸いでさっきも言ったとおり、農作業には影響がなかったわけですね。あまり。あれが仮に早くて農作業に影響があったということは被害額がもっとあったと思うんですよ。経済的波及効果があったと思うので、今言ったとおり、浚渫計画にもう少し当然予算が限られている中ですね、あると思うんですけども、やはり町のいろんな産業の基盤とか河川の数からいって浚渫計画の予算がちょっと少ないんじゃないかと、だからこれはですね、やっぱり町民の方にも説明して、やっぱり一度氾濫すると大変な被害がありますので、前年度はこの数だったと、しかしこれぐらい、来年はこのぐらいの浚渫しなくてはならない。だから少し予算をふやさなくちゃならないよというような、そういう考えはないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えいたしましたようにですね、議員ご指摘のような方向性を模索したいわけですが、やはりどこかを切り詰めるというふうな、そういう共通理解がないとそれぞれ皆さんの問題意識がおありでございまして、安全・安心の防災対策は基本中の基本ではあるんですけども、先ほど言ったいろんな分野に対する予算の配分といったときにね、その分野が少しでも予算が少なくて後退ということになると、それはそれでまた皆さん方もいろいろと異論おありというふうなね、そういう形にならないような共通理解が私は欲しいなということなんですね。ぜひそこをご理解した上で一定の傾斜配分的な防災対策にもう少し当面予算を回すべきだと、ここは少し切り詰めましょうというプラス・マイナスの部分がトータルとして共通理解があると非常に助かるなというふうな思いはあります。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、町長の回答のとおりなんですけれども、私たちもわかります。収入があって支出だよということですね。その辺は理解できますので、したがって、ただもう少しこういうの巡回したり地域の方に聞いて、できるだけ要注意箇所を優先的にやるような手法もお願いしたいと思います。これに関してなんですけれども、今、予算がないという中でですね、今回の台風で思ったのは、やっぱり県境とかも要注意箇所なんです。予算の関係、山元町なのか新地町なのかという、中山地区の県境の道路が東街道ですか、東街道が両脇に側溝あるんですけども、側溝が詰まっているわけですよ。だからどうしても工事するたびに道路がかさ上げみたいになりますね、少しずつ若干、そうすると、両脇の家庭の玄関に入るところが低くなっちゃうわけですよ。そうすると、その家庭がどうしても管理していますから、大雨降ると中に勝手に入るあれがあるもので、町道脇の側溝の浚渫、これも何とか予算的にならないかということで、今回あれするんですけども、結構どこの町の中でも蓋がされていたりなんだからして、町道とか県道もなんですけれども、その脇の側溝が埋まっているというのが常態なんです。その辺も今予算がないならその地区の人と協力してですね、やるような手法も取り入れたらいかかと、声かけはやって進めていくような考えはないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。実は今、個別具体のご指摘の箇所、県につきましては、中山区との懇談会の席上でもですね、同様の問題提起がなされたところでございますし、町としても私も現場これまで今回の災害に限らずですね、現場を確認する中でそういう問題

の箇所があるというのは相当程度把握しているところでございます。いかんせん、そういう箇所が町全体として多いわけでございます。まだまだ道路整備そのものが整備はされておるんですが、サイドの排水関係については土側溝のままというふうな箇所が多すぎます。それと、どうしてもやっぱり今までのまちづくりがベースで、もちろんベースでございますので、その延長線でございますのでね、その問題箇所が多数ございますので、やはりこれは計画的に対処すべき優先箇所を決めながら進めていく必要があるのかなというふうに思いますし、ご提案のありました町の予算だけではなくて、地区の皆様方にもご理解をいただく中で一緒に問題解決に向けてというふうな視点、これはいろんな場面でそういうふうなケースがあるわけでございますので、引き続き極力そういうふうな方向も模索してまいりたいなというふうに思います。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。今回のこの河川の浚渫云々で聞いた中でですね、やはり排水路とかの設計は一定の基準でつくっているということはわかるんですね。その基準がいつでとか、今までですと高速道路なかったとか、自然環境よかったとか、大雨降るのも少なかったと、最近、時間雨量100ミリ、そして500ミリ、1日500ミリになって結構報道で聞きますよね。そんな中で、この排水路計画の一定の基準というのは、この基準をもう一回段階的に上げて補強するという考えとかはないんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。施設の構造については、これはその国の所管、いわゆる縦割り行政の中でですね、農水省の推奨のいわゆる土地改良事業などを中心としたですね、構造物の設計基準というのがございますし、国土交通省でいけば河川なり、水路なり、ダムなり、ため池等のそれぞれの施設についての一定の基準を持ち合わせて基本的にはその地域にどれほどの人が住んでいるのかと、あるいはそのひとたび被害が起こればどういう程度善後関係になるのかということをお勘案しながら地域に合った構造物が整備されているという状況がございます。要はそういう一つの国の基準に沿っていろんな支援制度を活用しながら各自治体ではですね、環境整備に努めているわけでございますので、山元町が突出するということになると、それは町の予算で対処しなくちゃならないということになりますとですね、これはちょっと持ち出しがちょっと負担が大きくなるという、そういうことも出てきますのでね、極力町の負担の少ない形にするためには国の基準に沿って、国・県の極力支援制度を活用しながらというのが基本中の基本にならざるを得ないというふうに思います。しかし、町全体を見た中でどうしてもという箇所があればそれは町としても思い切った施策を講じる必要があるかと思えますけれども、基本はそういうふうになっているということをお改めにご理解いただければというふうに思います。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。今の町長の回答の中でですね、ため池という表現が出てきます。ため池の管理はどこでやっているんですか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。ため池は総括的に施設管理室のほうで管理を担当しておりますが、要は特定受益者の方々の用水施設でもありますので、日常管理的には地区の方々に管理していただいているというのが実態です。それで、大きいため池で小破修理で済まない、草刈り等では済まないという部分については町のほうで修繕等々を実施しているという状況であります。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。今、施設管理室長が言ったとおり、町内を巡回してみますとため池結構あるんですね。そして、田植え終わったところには空になっていて、雨降って

結構満杯になっているわけですね。だから今活用としてため池を活用するというのも一つの方法だと思うんですね。調整池みたいにしてね、だからそれを地区の住民の方に協力してもらって運用するとか、あと土地改良区を使うとかですね。手法はあると思うんですけども、したがって、この河川浚渫云々の水害関係に対しては、やっぱり小まめな点検とやっぱり地区に区長さんがおりますので、区長さんとのパイプを密にしてできるだけ河川の管理を徹底することによって水害防止を図って安心して生活できる町内につくってもらいたいと思います。

まず、これは浚渫に関しては以上で、次は保守点検についてご質問いたします。

今回、21号の台風による防災関連について、結構回答いただいたんですけども、あんまり被害がなくなったという話なんですけれども、確かに6カ所の排水機場機能が正常に働いたのかどうか、ちょっとお聞きします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。6カ所の施設については、亘理土地改良区のほうで管理をしていただいておりますけれども、当然警報、予警報が出るに当たっては人の配置をして、しかるべく自然排水、あるいは強制排水のポンプ稼働ということで、寝ずの番で管理をしておいて、我々のほうでも場所によっては排水機場にかなりのごみがたまりまますので、職員がそこで寝ないでごみ上げをかき上げるという非常に危険な作業も一緒にしている地区もありまして、一応浜の水は相当高潮含めて満潮時期に当たりましたけれども、それなりに管理は今回についてはできたというふうに報告を受けております。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。前回の大雨のときは今、施設室長が言ったとおり、やっぱりわらとかいろんな流出物が、機能はあるんだけど詰まってなかなか排水できなかったという結果を踏まえてですね、今回は対応がよかったと思います。現実問題ですね、しかし、今回の台風で影響があったのは、6号線から上が大きかったと。と当時に今言ったとおりですね、最近避難道路とかいろんなのつくっている中で、常磐線の高架橋だの出ていますね。結構ですね。高架橋ですね。そこに単純に言えば高瀬の避難道路のところ、常磐線の下、あそこの機能はどうだったんでしょうか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。ご指摘の場所は、高瀬のアンダーパスですね。アンダーパスにつきましてはですね、降り始めから一番降った午前5時、6時、7時にかけて時間雨量が30ミリから40ミリという降りっぷりだったものですから、かなり一気に水が出まして、基本的にはあのアンダーパスは水没をしました。それで、水没でポンプが稼働しましたけれども、水の排水よりも隣にある高瀬川の排水路、土地改良管理ですけれども、あそこから土砂が堤体を越えてアンダーパスに積もったということで、約3日半から4日近くですね、土砂を浚渫するのに時間を要して通行規制をかけざるを得なかったという状況にはございました。以上です。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、課長、何だ、答えていただいたんですけども、やっぱり避難道路ですので、今回の台風を糧にですね、やっぱり規模拡大するとか、土砂、砂を食わないようなポンプをすとか、検討しないと、これ避難道路でありますので、3日から4日も使えないということになるとちょっと問題があるのでご検討方お願いしたいと思います。

次に、2つ目のあれになるですけども、環境変化に対する防災についての質問をさせていただきます。

環境変化といいましても温暖化とかなんとかじゃなく、設備上のあれでお聞きしているんですけども、高速道路建設により高速道路の単純に言えば東街道の上に高速道路できましたと、昔行ったらなかったら高速道路なんか雨降ればざあっと平均的に流れていますよね。自然に高いところから低いところに、ところが高速道路が出たために抑えられるわけですね。ある程度、そして、水の流れも特定されるわけですね。それで、私がちょっと見た中でですね、回答もございました。この河川にコンクリート構造物になっているんですよ。立派な構造物です。しかし、それを過ぎると貧弱な河川になってしまうわけですね。だから県境のあれ中山のところなんていうのはもうすごく立派なあれなもので雨降るとだあっと流れていって、下の河川が氾濫したりいろんな影響があるわけですね。そうしますと、こういう対策前に優先的にですね、下流の堆積物の土砂浚渫、これを小まめにやらないとまた同じこと繰り返すんじゃないかと思われまので、この浚渫計画もそういうふうな場所、特定にあります久保間とか、山下だごったら、山寺とかですね、あると思います。そういうのもご検討願ひ、優先的にやるとかですね、計画に入れるとか、そういう考えはないかお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに阿武隈山麓ね、山すそに立派な高速道路とかができたと、そのこと自体はよろしいわけでございますけれども、防災対策面から見た場合は、大きな道路ができて、その排水がまとまった形で周辺の河川水路に流れ込むという状況なんですけど、そののみ込む山側の河川水路というのは、交通上どうしても狭隘な箇所が多いわけでございます、そこに流速が早くなったまとまった水が流れ込むということになるとのみ込めないと、さばき切れないという、そういう関係がどうしても出まっていますね、今回はそのことによって多大な被害も発生したと、そういうふうに認識しているところでございます。これについても先ほどお答えしたように、全体の河川水路の計画的な浚渫なり整備を施す中で中・長期的な対応をせざるを得ないのかなというふうな井考えているところでございます。願わくばこれはこういう高速交通体系の整備が決まった段階からもっと早目に対応できていけばそれはよろしいわけでしょうけれども、なかなかうちの町の財政規模からしますと、そういうところまでもいかないという中で、今回、繰り返すようですけども、この整備の容量、キャパを超えるような雨の中での対策対応に苦慮しているところであるということでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、財政上云々ということありましたけれども、今回の本当に台風の前発の現地を見ますと、町内の河川ばかりでなくですね、坂元川はまだ県の第二級河川なんですけれども、あれもやはり今、下のほうずっと工事段階的にやってきていますけれども、坂元中学校からもう少し山側まで結構広がったりして被害がないわけです。余裕があるんですけども、それが上で氾濫して田んぼに水がたまって横の排水口がいっぱいになったためにそれが町のほうに流れてくる状態なんです。日幸電機のところ前なんていうのは、もう滝のように流れて動かなくなったのが現状なんです。したがって、確かにそんな関係で防災交流センターに行けないために全戸避難勧告がなったんですけども、行かない状態になってしまったのね。幹線道路が、早く言えば中山地区の中山の街道ね、町道、あそこも氾濫して動けなくなったと、坂元川の浚渫がもう少しなっていればある程度移動できたと思うんですよ。それが今後時間たつて田んぼに水がいっぱいたまりますね、氾濫すると。その氾濫を越えますと今度は町内の町の中に入ってくるわけですね。そうすると、幹線道路がもう避難できなく

なるわけですよ。だから、今回、避難しようとしたが、中山地区とか下郷地区の若干なんですけれども、角田山元線の道路が冠水したために消防署もぎりぎり通れるか通れないかまでになったもので、しからば何でこんなになったんだという中で、やっぱり想定外の雨が降ったと、250ミリ、1日なのか、350ミリまで降ったからこうなったんだよということでありますので、ぜひ減災のためにも避難箇所ももう少し臨機応変に対応できるような対応していかないと被害が発生すると思うんですけれども、今回の流れでは防災交流センターに行けなかったために坂元小学校の体育館を開放してもらったんですよ。高いからね。ところが防災センターも若干低いから、新町からの逆流水とこっちからの逆流水で動けなくなったんです。一時ね。不幸中の幸いで、雨が小康状態になったためにずっと減ったんですよ。そういう関係もございますので、ぜひ今後今回の台風を糧に防災対策の検討を必要かと思っておりますので、町長の考えをその辺はお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、基本的な部分で申し上げますと、ご指摘のありましたように、坂元川のこの二級河川の改修については県のほうで日幸電機から上流部、町も通っての旧県道と新しい県道が交差する地点までですね、これは整備区間ということで一定程度整備を進めてもらっていますので、ここについてはほぼほぼというふうな、そういう見方ができるんだろーと思っておりますが、ご指摘のあったような状態については、今回の場合は中山の途中といたしますか、堂殿橋あるいはその岩機ダイカストさんの宮ノ脇の工場付近ですね、そこで越水をしたというふうなことで、その水が田んぼをたどって日幸電機のところまで流れて町のほうに2つの町道を水路がわりのようにして水が流れてきたということなんです、その中で避難の関係なんです、実はこれまでいわゆる水害関係の避難所については、坂元合同庁舎というふうなことで統一してきたんでございますけれども、今後については防災センターと坂元小学校には立派な避難機能を備えた体育館もできておりますので、その辺のソフト的な部分の工夫も必要だろうというふうには思っておりますので、必要な見直しはし、また周知の徹底もしていかなくちやないなというふうには捉えているところでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、町長の回答のとおり、状況によって柔軟な対応をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、環境変化ということで、土取り場関係なんですけれども、ご存じのように土取り場というのは、震災復興の復旧・復興には多大な役割をしているわけですね。それはわかるんですけれども、しかし、今回の台風でちょっと見たのは、今も回答にもあるとおり、一定の基準を満たしていたり、県の承認とかありますけれども、結構土砂崩れになっているわけですよ。取っているところね。現実の問題としてね。土砂崩れ。そして調整池も結構いい機能になっているんですけれども、現状あの台風のあとちょっと見ただけでも泥水がすごく調整池から越えているわけなんです。そしてそれをずっと見ますと、砂利とかなんかうんとまざっていますので、それが町内の河川の氾濫の一因にもなったと思いますので、管轄外なんですけれども、やはり指導をやって、できるだけ注意喚起してこういうことが起こらないよう再度、できるかわからないんですけれども、業者さんに指導方する……。やっているのか、ちょっとその辺お聞きしたいんですけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の件につきましては、これまでも大雨警報の発令なり、

台風の襲来時には関係部署と連携しまして町内全ての土取り場を巡回をしていると、そういう中のご指摘のこの土なり、泥水の流出とかですね、のり面の崩落というふうな対応を有する箇所の部分については基本的には確認をしているというふうなところがございます。もちろんこれと連動する形で緊急な対応が必要な場合については県の担当部署、振興事務所と連携しながら速やかな対応をとってもらえるように努めているというふうなところがございますが、引き続きこの辺の対応を引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。台風被害関係について、私のほうからあと2名の方が一般質問するはずですので、私はこの辺で終わりたいと思いますので、しかしですね、自然災害いつ発生するかわからないので、危険箇所の点検・修繕をもう一度結果を見て、町民の方が安全で安心して生活できる環境を確保してもらいたいと思いますので、積極的に取り組むことを願って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（阿部 均君）6番岩佐秀一君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時といたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）3番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。3番竹内和彦です。

平成29年第4回山元町議会定例会において、一般質問いたします。

まず初めに、このたびの台風21号により我が町は予想以上の豪雨に見舞われました。被害を受けられた方々にはお見舞いを申し上げます。

それでは、この台風21号の被害についてということで質問してまいります。

近年、全国のどこかで大雨のたびに記録的な集中豪雨とか、過去に例のないゲリラ豪雨が発生したとよく耳にすることが多くなってきました。このような集中豪雨は、何十年に一度ということではなく、数年に一度、あるいは毎年どこかで起きているという状況です。時には予測のつかない災害が起きるということを肝に銘じ、災害に強いまちづくりを目指していきたいというふうに思います。

それでは、細目4点にわたって質問してまいります。

さきの21号の集中豪雨により、降雨量は360ミリありました。被害箇所数が250カ所、被害総額5億1,500万であったと被害状況の報告を受けております。詳細についてはこれから4点質問してまいります。

まず、1点目でございますが、今回の台風は町内の被害箇所が250カ所もあり、多大な被害でありましたが、その大半は山側に集中しているということからこの要因をどのように捉えているのか、とくに土取り場の影響はあったのかなかったのか、その辺を中心に質問してまいりたいと思います。

それから、2点目については、坂元新市街地に整備されました調整池が冠水してしまうと、なぜこういうふうになったのか。今後の対応はどうかということで質問してまい

ります。

それから、3点目であります、坂元道合地区の排水整備は整備したばかりであります、今回の集中豪雨での評価、どうだったのかということでもあります。

そして4点目は、これらのことを踏まえて近年全国的に集中豪雨の発生頻度が多くなってきているが、今後の対応策についての考えはということで、以上、4点よろしくお願ひします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、台風21号の被害についての1点目、今回の台風被害の要因についてですが、今回本町を襲った台風21号は、10月19日の午前8時半からの、失礼いたしました、午前ですね、午後8時半からの降り始めから23日の午前9時40分までの総雨量がご指摘のように358ミリに達してござりまして、特に23日の午前5時から7時までの2時間においては180ミリメートルという激しい雨となりました。このような状況を鑑みますと、降り続けていた雨水が土壌に蓄積され飽和状態になっていたことから、短時間に激しい雨が集中して降ったことに加え、特に山側の河川、排水路は構造上、狭隘な箇所が多く、容量を超える雨量によりそこでの被害が多数発生したことから被害が山側に集中したものと考えております。なお、土取り場の影響についてですが、これは岩佐秀一議員への回答と同様であります。

次に、2点目、坂元新市街地に整備された調整池が冠水した原因及び今後の対応策についてですが、防災調整池については、新市街地造成に伴い、下流域への災害を防止するため、大雨時に雨水を一旦貯留し、排水量を調整して放流する施設であり、県の指導要項に基づき容量を決定し設置したものであります。今回の台風21号による調整池の冠水の主な原因ですが、放流先である谷地川排水路の水位が降雨時のピークと満潮時点が重なり、さらに通常の台風より低い気圧による高潮も加わり、高水位が維持されたため、排水が困難となったところに上流からの雨水が流入し、計画満水位を超えたことによるものであります。今後の対応策としては谷地川下流の谷地排水機場の遊水池の拡張や谷地川排水路の断面拡幅が予定されております。

また、県の坂元川河川整備計画では、国道6号上流において坂元川へ谷地川排水路の一部の流量を分水し排水することが可能とされておりますので、今後必要な対応を検討してまいります。

次に、3点目。坂元道合地区の排水対策の評価についてですが、長年の懸案でありました坂元道合地区の排水問題を同地区内の復興公営住宅整備に合わせ周辺環境整備の一環として部分的に排水工事を実施いたしました。今般の台風21号によって町内で多くの被害が発生した中、改修以前のような冠水の状況も見られなかったため、これまで粘り強く復興公営住宅の整備に取り組んだことで一定の成果が得られたものと認識しております。現在、松村クリニック北側水路の上流部において90メートルの排水路改修工事を行っているところであり、今後も計画的に整備を実施し、一層道合地区の排水対策に努めてまいります。

次に、4点目。集中豪雨に対する今後の対応策についてですが、2点目、3点目でお答えしたハード整備を計画的かつ着実に進めていくほか、国土交通省や農林水産省の整備基準に基づいた排水路等の整備改修に加え、計画的な浚渫の実施、さらには構造上一

定の容量を超えた場合、常に越水が散見される箇所への護岸天端のかさ上げなど、越水対策にも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、今回の台風21号のように整備基準を超える集中豪雨となった場合、施設をいかに整備していたとしても容量には限界があることから、減災の観点から初動対応におけるソフト対策が非常に重要な役割を担うものと認識しております。町といたしましては、消防団員による土のう積みなどの水防対応や排水路等の流れを阻害する障害物等の除去を行い、被害の拡大防止を図るとともに、県及び気象庁等から発信される防災情報を注視するなど、情報収集の徹底に努め、防災行政無線やエリアメールを活用した町民への迅速な情報伝達、そして早い段階での避難勧告等の発令を念頭に今度の災害対応に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、再質問をしてみたいです。

今回の台風により多くの被害が発生したことで、災害復興でさえ四苦八苦している町職員は限られた人数で台風被害の復旧と震災復興どちらも優先しなくてはならない、そういった状況の中で、大変努力されていることは十分承知しております。特に、激甚災害指定を受けるための作業は急を要したはずであります。大変だったと思いますが、そんな中であえて再質問をしてみたいです。

まず最初に、現在稼働中の土取り場23カ所ということですが、この土取り場23カ所の面積の土量は幾らなのか、その辺を町長にお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の箇所は今ご案内のとおりでございますが、具体の数量等につきましては、担当の産業振興課長のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、お答え申し上げます。

まず、面積でございますけれども、土取り場23カ所の総面積につきましては、185ヘクタールになります。ただ、この185ヘクタールというものについては、採掘をしない部分も含まれておりますので、採掘をするということで申請のあった面積について申し上げますと、115ヘクタールになります。115ヘクタールと。

次に、土砂の採取量でございますけれども、こちらにつきましては1,170万立米というふうなことでございまして、ただ、これに関しましては、申請時の、それぞれの申請時の計画数量というふうなことで捉えていただきたいというふうに考えております。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。今、その土取り場の23カ所の面積と土量伺いました。そのほかに既に取り終わっている箇所もあるはずだと思います。それは13カ所と聞いておりますが、合計すると36カ所の土取り場ということになろうかと思っておりますけれども、間違いはないですね。その合計の土量、合計の面積、その2点お願いします。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、採取が終了しております13カ所、こちらの数値について申し上げますけれども、総面積が38ヘクタール、このうち実際に採取した箇所が11ヘクタール、量につきましては397立米というふうなことで、これは先ほど申し上げました現在採取中の数字と合計いたしますと、総面積224ヘクタール中、採掘の場所が126ヘクタールと、そして採取の量につきましては1,567万立米というふうになってございまして、済みません。先ほど397立米と申しましたけれども、397万立米で合計で1,56

7万立米というふうな数字になってございます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。今、土取り場の総箇所数、総面積、総土量をお聞きしました。

土取り場は、正式には土砂採取場といいますが、今回の台風の被害にどうも影響しているのではないのかなというふうな疑いが、疑いといえますか、私個人的にそんなふうには思っているんですけども、なぜかといえば、震災前は数カ所の土取り場だったのが震災後36カ所の土取り場がつくられました。そして今回の台風被害が山側に集中していると、そのことからこの土取り場が何がしらか影響があったのではと推測されますが、町長はその辺どのように思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど岩佐秀一議員にお答えした中にも含まれているわけですが、やはり一定の森林の持つ保水能力ですね、これに少なからず影響を及ぼしている側面があるのかなというふうには思っております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。私がなぜこういうことを言うかといえば、例を挙げると坂元の久保間から小斎峠に向かって県道が走っています。その県道沿いには沢というか、川というか、並行して流れています。そこが今回の台風で4カ所も5カ所も崩れていると、道路が片側通行になっていると、そういうことからこの土砂採取場がもしかすると影響があるのかなと、そしてその崩れた先にはね、土砂採取場が数カ所あるんですよ。そんなことからその影響があったのではないかと。町ではこの件はどのように把握していますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま申し上げましたような中で、もう少し個別具体の話をするれば、一定の採石場としての要件は満たしておいて、大きな保水能力を確保するための防災調整池の設置はされてはいるわけですが、どうしても防災調整池の周辺含めて今まであった樹木が除去されているというふうな中で、そうした部分も含めた保水能力というのは一定程度低下しているだろうというふうには捉えざるを得ない、そういう側面がございますので、そういうところと相まって一定の量があれば残念ながら一定の影響が河川なり、水路なりに出てくるのかなというふうには捉えているところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。私は土取り場を否定しているわけではありませんけれども、この土取り場というのは、復興にはなくてはならないことで、震災復興には大きな役割を果たしてきたということは事実であります。しかし、この土取り場は開発行為に基づいてきちんと行われるということが前提にあるわけです。開発行為をしっかりと遵守し、そして実際にそれが履行されているかと、そういう検証はどうなっているのか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、この土取りに関しましては、さきの町長の答弁にもございましたけれども、森林法と採石法とこの2つの法律が適用されます。まず、大きな法はどちらかというと森林法のほうの適用のほうが大きくなっていくんですが、この森林法の中のいわゆる許可する際の法定要件、法定要件としまして4つほど挙げられています。4つ。1つ目は、土砂の流出ですとか、崩壊の原因になるようないわゆる災害の発生を防止することというふうなものがまず1点目。2点目としましては、いわゆる先ほど来お話の出ていますいわゆる水の出方の関係ですね。流域におけるピーク流量等々を勘案した防災調整池の設置、これは水害の発生ということで2点目になってございます。3点目につきましては、いわゆる逆に水が不足する部分というふうなものも出てきますので、3点目とし

て水の確保というふうなものがうたわれてございます。そして最後、4点目としましては、いわゆる周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがないようにというふうなことで、4点目、環境保全というふうなものがうたわれており、この4つが法定要件として示されてございます。この法定要件、この4つの法定要件に基づいて許認可権者である宮城県においては、その採石場の所在する町、山元町ですね、山元町に対して意見聴取を求められます。これに対して町としてはそれぞれの項目により個別具体の条件といえますか、意見を付して宮城県のほうにお返ししているというふうな流れでして、そういった面では一定の法定要件については満たされていると。あわせまして、宮城県としましては、年に1回、必ず採石場というふうなものを立ち入り検査をし、当初の計画どおりいっていない面ですとか、あるいは整備が不十分な面についてはきっちりと指導しているというふうなお話をいただいていますので、そういった面からすれば一定程度の安全対策ですとか、環境対策については保たれているものというふうには私どもとしては認識してございます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。これは県の許可でありまして、一定の法定要件を満たしていると、安全基準は満たしているということではありますが、もしこの何かあれば実際被害をこうむるのは、この地元と、地元なわけですよ。許認可は県のほうでやりますけれども、そういったことで県が年に1度立ち入り検査をしているということではありますが、その辺のような検査なのか、どこまで検査しているのかわかりませんが、基本的には安全基準を満たしているということなので、それは住民にわかるように示したら、より住民が安心につながるのではないのかなと、そんなふうに思います。例えば住民懇談会とか、区長会でそういったことをちゃんと基準を満たしていると、そういうことを説明あればなお安心なのかなと思います。土取り場の中はどうなっているか、外からは見えないんですよ。そして、きちっとこの調整池がつくられているのか、土を取った後の緑地化がされているのか、法面はどうなっているかとか、その辺が見えない部分がむしろ不安になっているということだと思えますよ。ですから、近くの里山がこれだけ大規模に削られていると、あっちもこっちも削られているということで、住民も不安なわけですよ。この土取り場が始まる前に住民説明会というようなのはやっているんですか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答えいたします。

ただいまの私のほうから4つの法定要件、これをお話させていただきましたけれども、実はですね、この法定要件以外に山元町の独自の意見として、宮城県に対して意見を付しております。それについては今竹内議員がおっしゃったように、いわゆる地域住民に対する説明、行政区に対する説明を丁寧に行い、地域の方々の理解を得ることというふうなものを第一条件として、その他のうちの第一条件というふうなことを付して宮城県のほうにお返ししてございます。これに基づいて近年ここ2年、3年ぐらい開発する際については、必ず地域住民に対する説明というふうなものも行われておるというふうには私どものほうでも認識しておりますし、また、今、議員ご指摘のいわゆるその後の万が一何かあったらというふうなものについては、それは地域住民同様、我々も先ほど町長の答弁にもありましたけれども、万が一何かあった際については必ず現地のほうを確認するようにしておりますし、許認可権者が県だからということで我々は何もしないわけではないでして、必ず地域の住民から何か一報でもあった際はそのまま宮城県に林業サイド、そして採石法サイド、この両方に連絡なりなんなりをして対処するようにとい

うふうな方策をとらせていただいておりますので、今後も引き続きそういった面からも町民の安全・安心というふうなものを確保してまいりたいというふうに考えております。以上です。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私からも議員の前段のほうの問題意識にお答えさせていただきたいんですが、震災直後に土取り場に往来するダンプ車両による粉じんりの問題等々もありましたので、行政区長さんなりにも区長会議の折に状況を説明もしておりますし、先般もこの大雨災害対応の関係で急遽区長会議を開いた中でいろいろと状況を説明しているところでございますし、今月も定例の区長会議を来週予定しておりますので、そういう中でもご支援の件なり、一助の関係もまた改めてお話をし、協力も求めていきたいなというふうに考えるところでございます。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。今、いろいろな説明受けまして、いろいろとやっておられると、住民の安心・安全にかかわる問題でありますので、この辺をしっかりとやっていってもらいたいというふうに思います。住民はわからないので心配しているということなんでね。土はここまで取りますよと、調整池はこうつくりますよと、それから緑化再生はこうしますよと、そういった説明がぜひ住民にわかりやすく伝えていただければいいのかなというふうに思います。

それから、もう一つ懸念されることがあります。

土取り場は民間でやっております。いずれ復興事業はあと1年や2年、あと1年そこそこですか。仕事が少なくなってまいります。土取り場も現在23カ所あるわけです。土取り場も運び先がなくなれば放置せざるを得ないと、または仕事がなくなれば廃業、または倒産と、民間ですからそういう可能性もあります。一番困るのは、そのまま土取り場の現場が放置されるというのが一番心配といたしますかね、当然民間ですからそういうことはないとも限らないと。その点を心配しているわけですが、町長はその辺はどのように思われていますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに物事計画どおり進むとは限らない側面が多々ございますので、我々としても先ほど来から申し上げているとおり、許可権者である県との連携プレーが何よりも大事であるというふうに思っておりますので、やはり定期的な状況確認、これを励行することが大事でございますので、引き続き県と連携しながらこの復興のステージに即した土取り場がどういうふうに変化しているのかですね、しっかりと見守ってまいりたいと、そういう中で町民の皆様の安全・安心を少しでも確保できるように努力してまいりたいなというふうに思います。

3 番（竹内和彦君）はい、議長。先ほどお聞きしました総土量が1,567万立米と答えていただきましたが、なぜ私がこれを心配するのかといたしますと、山元町でこの震災当時、山元町の復興に必要な土量は約1,000万立米というふうに言われておりました。先ほど今、土取り場は全部合計すると1,567万立米というふうなことでありました。そのほかにも角田側からも運んできていますと、丸森側からも運んできています。逆に山元から福島のほうに運んでいるのもあります。いずれにしても相当の土量、土取り場があるわけです。それが放置されとなれば防災の観点からいっても好ましくない、緑地化という観点からいっても余り好ましいことではないと、できるだけこの山は民間でやることであるので、行政がとやかく言う筋合いはないんだけど、そういった防災の観点からいっても非常に好ましくはないのではないかなというふうに思います。

そんなこと言ってもね、こういう状況でありますので、それはそれとして、まずもう一度今回の台風の件で申し上げますと、降雨量は降り始めから358ミリあったわけです。24時間で252ミリ、最盛期の雨量は時間当たりで41ミリありました。これがあと1時間降り続いたら我が町は大変なことになっていたというふうに思いますけれども、先ほど答弁いただきました土取り場の調整池は、時間当たり90ミリの雨量に耐えられる容量を備えているという回答でありました。今回の台風は時間当たり41ミリだったということで、そういったことからいけば全く問題なかったことになるとは思います。が、実際はどうだったのか。その辺、検証はされたのかどうか、わかれば。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

こちらに関しましても先ほど第1回目の回答でお答えしましたけれども、実は今回の大雨に限らず例えば大雨警報の発令時、あるいは地震の予警報等々が発令した際は、私どもとあとは施設管理室と手分けして全ての採石場というものを確認してございます。あとは、中には全くもって町道や農道に隣接している採石場に関しましては、県を通じてですと遅くなる場合もあるので、私どものほうから直接その採取業者のほうに電話をして、その内容等は確認するというふうな、指示までできないものですからお願いというふうな範疇で話をし、回答は必ずいただくというふうな方法をとっておりますけれども、そういうふうな対応をとらせていただいた結果、手前どもで把握している内容については特に異常はなかったというふうなことで認識してございます。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それはね、現場、その辺は確認していると、業者へも電話して確認しているということでもありますので、これ以上申し上げることはありません。

土取り場は山の樹木を広範囲に伐採するというので、ご存じのとおり、その一帯の保水力は低下するというので、今回のような台風になると濁流となって被害を大きくしてしまうということでもあります。なってからでは遅いので、防災の観点からいけばやはり予測されることは事前に備えるというのが防災の基本だと思います。ぜひ災害に強いまちづくりを目指していただきたいと申し上げて次の2番目の坂元新市街地の調整池が冠水したことはなぜかという2番目に入りたいと思います。

今回の台風による豪雨で坂元新市街地のつくったばかりの調整池が冠水しました。この辺周辺の道路、谷地川一帯が水没してしまったという状況であります。これで調整池の役割は果たされたと思いますか。どうか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。坂元の調整池の機能の評価でございますけれども、町長が答えたように実際にはあふれたということがあります。そういったことからすれば機能を十分果たしたかという、そこは問題はあったんだろうというふうには思います。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この調整池のポンプは、ポンプ自体は問題なかったんですか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。この調整池のポンプについては特段問題はございませんでした。

3番（竹内和彦君）はい、議長。調整池のポンプは稼働していたということによろしいですか。動いていたと。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。今回はここの調整池の排水の仕組みですけれども、調整池の常に水をためていく水位とそれから排水、放流先の谷地川になっていきますけれども、その排水の水位差については谷地川のほうが高いんですね。そのために通常はポンプ

を動かして強制排水しないと谷地川に流れないという仕組みになっています。そういう意味で通常についてはポンプが稼働して谷地川のほうに強制排水するということとなります。今回については、大雨が降りましたけれども、大雨降った際には今度谷地川の水位よりも調整池の水位が高くなります。調整池の水位が高くなると余水吐、自然流下のほうが働くので、ポンプは回しても空回りしますので、自動的にとまります。そして、自然排水で谷地川のほうに排水されるということになります。今回についてはそういったことから水位が上がったためにポンプがとまって、自然流下のほうが働いて自然流下で吐いていたということです。ただし、下流の谷地川の水位がなかなか下がらないために要は調整池の満水を超えた高さまで同じようになったということです。ですので、ポンプが稼働しなかったために調整池の水が吐けなかったのではないということですね。そういうことでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この調整池の排水を谷地川へ排水するということがもともと無理があったんじゃないですか。その辺どうですか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。計画の時点の話については、私がちょっと答える立場にはないんですけども、今回の状況を踏まえて情報を整理しておりますが、基本的に放流先については2つの系統があります。1つは坂元川、それからもう一つは谷地川、この2つしかありません。それで、今回の防災調整池の流末については、防災調整池の下流に2つあります。小さいのと大きいのとですね。坂元川のほうにも放流する計画は計画段階ではあったようでございます。ただし、坂元川の調整池がある下流側の坂元川についてはもう整備が終わっているために断面がそこから流してしまうと坂元川のあの位置での断面が不足するので、流せない、と協議した結果、そのために谷地川に流して谷地川の下流で坂元川に合流するというのであれば坂元川の下流域については断面が大きいですから、そこは流せるというようなことで谷地川のほうに放流したという計画になっているということでした。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。どうも坂元川に排水する計画はあったけれども、その断面が確保できないということで、厳しい谷地川に排水したと、そういう説明であります。当時、私、まちづくり協議会にいたときは、当時も議論になりました。谷地川は厳しいと、坂元に排水すべきだと、そういう議論をしたんです。いつの間にかなぜこの谷地川に排水されているのか。その辺、今そういう断面が確保できないということで、下流行ってから坂元川に流すという説明だけれども、もう一つあわせてすぐ隣の谷地川、これはもともと排水に問題があってね、昨年改修したばかりです。その改修効果はあったのかどうかお尋ねします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。谷地川の改修というのは、場所は（「100メートルぐらい上ですよ、すぐ」の声あり）排水している、放流をしているところの上ですね。（「6号線のすぐ下」の声あり）合流している。合流しているところは機能しています。そして、ただ問題になったのは今回それよりもずっと下流域の断面が、断面というか、水位が今回については、要は降った水も多かったんですけど、それに満潮が重なって、満潮にさらに低気圧の高潮で多分50センチ以上上がっていますので、そういった影響で要は下流域の水位が上がったということで断面不足というよりも、その水位差なんだろうというふうに思います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。大変この辺、谷地川も、それから昨年改修したばかりの谷地川

の合流地点、荒井川との合流地点、6号線の下ね、そこも全てこの辺は皆、冠水して、一帯が水浸しになっているということでもあります。もともとこの辺は大変もともと排水厳しい地区であります。坂元の新市街地全体がもともとは田んぼでありまして、ご存じのとおり、そこが調整池の役割を果たしていたというところでもあります。そこに盛り土して新市街地をつくったということでありまして、もともと10町歩の調整池、ちょっと大きいかもしれませんが、それが新市街地の今度つくった調整池が2反歩やそこの調整池でありますから、どだいもともと厳しいというところだと思えます。今後先ほどの回答で下のほうの谷地排水の川幅の断面を広げるような計画もあることだし、下のほうの谷地排水機場の遊水池の拡張計画もあるということですから、その辺に期待したいというふうに思います。

それから、この調整池の件でもう一点心配な部分があります。

この調整池のすぐ先には中学校があります。中学校の通学路というふうになっているわけです。この辺一帯が冠水しているということで、今後この通学路、その辺も何か対策をとるべきではないのかなと思いますけれども、この点についてはどう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の台風21号によってあそこを通過している町道御狩屋線の一部で坂中に通う生徒の通学路が冠水したというふうな状況でございまして、これ学校側でも確認はしております。基本的なハード整備の関係は岩佐議員なり、竹内議員なりにもいろいろとお答えしてきたとおりでございましてけれども、通学路に対する整備対応としては、台風なり降雨時の状況に応じて学校を休校にする、あるいは通学の時間帯を工夫すると、そういったいわゆるソフト面の対応をしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。その通学路に関しても緊急の対応ということで、臨機応変に冷静に対応していただきたいと思えます。いずれにせよ大変厳しいことでもありますけれども、この辺の調整池周辺の排水、このままであればまた次の豪雨でまた冠水といたしますか、この辺一帯は水であふれるということを繰り返すわけですがけれども、何か抜本的な対策というのはあればその辺お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。抜本の度合いにもよるわけですがけれども、先ほども岩佐議員にお答えしたと思えますけれども、この坂元川の整備区間が日幸電機の上流部までの区間ということで対応しているわけですがけれども、新たな坂元川への流域での放流する権利ですね。毎秒3トンだったのでしょうか。確保してございますので、この確保した権利をうまく排水対策につなげていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、例えばですよ、例えば町・下郷の中部周辺での不具合が大雨のたびに出てくるわけですが、もっと具体的な場所は皆さんに共有していただくためにお話すると、前の支所があった坂元合同庁舎の東側の排水路の関係、あの辺ですね。あの辺の流れを坂元川に直接放流できるような、そういう排水路整備などをすれば一定の効果が期待できるのかなというふうに思います。それから、時間を要しますがけれども、先ほど言った坂元川の基本的な河川整備の区間ですね、これはいわゆる市街地に合わせたような整備区間になってございます。しかし、ご指摘のように今回の台風被害というのは、山沿いを中心としたエリアで発生してございますので、やはり河川整備の区間をもっと上流部のほうまで坂元川なり戸花川を延長してもらおうと、そういうふうな働きかけも非常に大切なのかなというふうに思っておりますので、県の土木事務所の所長がこ

の台風被害の後に私のところの足を運んでくれましたので、そういう際にもそういう問題意識をちょっと提起してございますので、今後それが実現できるような、そういう対応を至急とってまいりたいなというふうに思います。そういう中で中・長期的な排水対策、防災対策というものを進めていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この坂元の中心部を坂元川のもう少し上のほうで坂元川にも排水していくということであれば多少はね、どの程度かわかりませんが、改善されるんだろうとは思っています。

次に、3番の坂元道合地区の排水整備をしたばかりであるが、今回の集中豪雨での評価はどうだということに質問いたしました。坂元道合地区の排水です。震災後に災害公営住宅とともにこの周辺の排水整備も一体的に整備を行ったというところであります。議会でも何度も議論になった経緯があります。先ほどは道合の排水は改善されたということで安心しました。まだしかし、一部にはまだ排水不良箇所があります。今後も計画的に整備を実施していくということでもありますので、地区住民、クリニック、それから歯医者、薬局に行かれる方々の大きな安心につながっているのかなというふうに思います。以上でこの3番については終わりたいと思います。

そして、4番目の今後の対応策ということでもあります。これについても最近の集中豪雨のニュース報道を見るたびに、我が町は大丈夫かと心配になりますが、幸いことし山下地区、坂元地区ともそれぞれに防災拠点が完成しました。先月には町挙げて防災訓練を行いました。それで、町民の防災意識は非常に高まっているというふうに思います。しかし、災害は忘れたころにやってくるということがあるので、この防災意識、防災訓練はずっとやり続けて、そして災害に強いまちづくりを目指していくべきだなというふうに申し上げて、これで私の一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）3番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時05分といたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。平成29年第4回山元町議会定例会、一般質問をさせていただきます。岩佐秀一議員と竹内和彦議員が同じような一般質問をしております。それに触れない、多少は触れるかもしれませんが、ダブらないような形で質問していきたいと思っております。

まず、台風によりまして床下浸水を初め、浸水流入等々で被災した皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、消防団の皆様初め、町職員の皆様のご苦勞に敬意を表したいと思っております。

安全・安心なまちづくりというふうなことで、今回私は国道6号線と交差する河川部分の橋梁における越水等から派生する諸問題ですね、これは集中豪雨に対する具体的な

施策も含めてというふうなことで質問させていただきますが、これは平成28年の第2回の議会定例会において私は一般質問を同じような形で一般質問をして、その後どのように変化をして、どのように変わってきているかというふうなことを含めまして一般質問をさせていただきたいと思います。

国道6号線と交差する部分が大分いろんな箇所です。越水をしたり、流木等が原因とするというふうには考えられますが、いろんな状況が見られました。そんなふうなことからまず、国道6号と交差する道路や川部分の側溝、それから排水路、これについての保守点検、先ほどもありましたが、具体的にどのような形になっているのか。

2つ目は、町が管理する河川の土砂等の浚渫、これは上流から下流まで、いわゆる上流といっても山の細いところということではなくて、ある程度の川幅があり、土砂が堆積するようなどころからいわゆる牛橋、私が考えているのは牛橋、河口までの浚渫の計画、結果、それから部分的には改修を含めた排水対策。

最後に、今後豪雨等々についての計画、それから排水計画等の対応策について、町長並びに町当局のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全・安心なまちづくりについての1点目。道路脇の側溝、排水路の保守点検についてですが、現在、異常や破損の発見を主目的とする職員による巡視点検パトロールを毎週1回実施しており、これに基づき簡易な側溝等の補修や土砂の撤去、浚渫等を行っております。また、町内を山下地区と坂元地区に分けた管理業務委託により、毎月1回町内全域を対象に委託業者による巡視点検パトロールを実施し、職員では対応できない機械力を必要とする側溝等の補修や浚渫を行っております。これに加え、災害に備え、出水期などシーズンごとに職員による定期巡視点検パトロールも実施しており、そこで確認された事案に対し、緊急性や規模に応じ委託業者と職員で分担して維持管理業務を実施しております。さらに気象警報発令時には水害が常習する国道と交差する河川部について、随時点検パトロールを実施し、異常が生じた場合、消防団との連携を図りながら対応することとしております。

次に、2点目。町が管理する河川の土砂等の浚渫や採取を含めた排水対策のうち、河川の浚渫につきましては、岩佐秀一議員の回答と同様であり、局部的に改修が必要となる箇所については護岸天端のかさ上げなどの改修を計画的に実施してまいります。

また、現在、事業が進められている二級河川の坂元川、戸花川の災害復旧工事や山元東部地区農地整備事業の進捗により、相当の排水効果の向上が見込まれるものと期待しております。

次に、3点目。今後の計画的な対応策についてですが、国道6号と交差する河川にかかる橋梁は12カ所あります。そのうち台風21号により越水した箇所は北から鷺足区の農協スタンド前の鷺足橋、山寺区の物見橋、高瀬区のセブンイレブン前の高瀬橋の3カ所となっております。この越水の要因としましては、橋梁部の断面不足というよりも上流からの流木や土砂の堆積によってスムーズな流下が阻害されていることが主な要因と考えられますので、流木等の除去や堆積土砂の浚渫、上流側の護岸天端のかさ上げ、さらには流水調整機能を持つため池の浚渫や出水期におけるため池の水位調整の徹底など、適切な管理に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま町長からご回答がございました。6号線と交差する河川の部分の越水で今ご回答いただいたように、平成28年の第2回の一般質問のときにもそのように回答いただいて、そのときにたまっている土砂を定期的に浚渫してくれというふうな要望をしたところ、今回も時期以前に6月とっておりますが、浚渫をしていただいております。その後、護岸工事のかさ上げもしてくれというふうな要望に対しまして、していただきました。にもかかわらず、今回もやはり同じところで越水をしてご迷惑をおかけしているという状況がありました。これは、確かに橋梁部の断面不足というふうなことも影響あると思いますが、やっぱり一番は私は流木でやっぱり流水をとめたというふうなことが一番大きなことなのかなというふうに分析はしております。今話をしておりますのは、山寺川にまず限りましてですが、これは2カ所山寺川から6号線、旧6号線を横断するところ、両方で2カ所越水しておりますが、町では私の分析と同じような分析でいいのかどうか、まずご回答をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど基本的な部分をお答えいたしましたので、基本的な部分以外については施設管理室なりまちづくり整備課、それぞれ所管の室長なり課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。議員ご指摘の山寺川のところについては、今回もやはり国道の橋梁部分のところで流木が相当ありました。かさ上げをしましたがけれども、やはり流木で引っかかっているところからかさ上げた上流というよりも橋の根っこのところを流木はいっぱいたまったところから越水しているという状況ですから、基本的には議員ご指摘の見解と見て私はいいいというふうに思っております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。見解的にはとか、分析的には同じなわけですが、やはり雨量の問題とか流木の問題等々ありましたが、やはり私は6号線の下の方はやっぱりあのぐらいの雨量、水量ですと、どうしても引っかかってしまう。2カ所も引っかかってしまったということはやはり断面のも今後改修をしなければならぬのではないかとというふうに考えておりますが、まず山寺川については、町長はこのことについてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の部分につきましては、伊藤議員の前にお二人の議員といろいろとやりとりさせていただきまして、それぞれの排水河川の構造断面については、排水容量については一定の基準がございますので、その基準をそう簡単に変更するというのは相当の力仕事になりますので、やはり基本的には先ほどお答えしたような不具合にならないような手だてを前もって講ずることが肝要かなというふうには思っております。もちろん、この山寺川以外のそれぞれの河川が全て同じかといえどもそうではないところはもちろんあるわけでございますけれども、山寺川に限って言えばそういう側面が強いのかなと、仮にそこを大きな手だてをすると、いわゆる国道側なり、県道側との相当な調整もございましてですね、非常に力を入れたい反面、非常にハードルも高いという、そういう大きな問題があるかなというふうに思いますので、可能な限りの手だてを講じながら少しでもスムーズな水の流れを確保していきたいなというふうに考えております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま私は山寺川を例にとって挙げましたが、山寺川よりも狭い水路は鷺足川のほうが狭い。それから、浅生原の新井田川のところはもっと狭い。それから、山寺川と同じぐらいのが高瀬川の6号線と接するところがございまして、大

体大きなところって4カ所、私を知る範囲では4カ所ぐらい。あと、八手庭については今工事をしておりますので、多少はまた変わってくるのかなというふうに感じておりますが、やはり今回のこの台風を契機にそういうふうな6号線と接する場所をまず基本的に改修していかないことには安全・安心なまちづくりと一番メインにうたっていて、町民に安全・安心をいかにして担保してやるかといったらやはりその部分を改修しなければ絶対前に進まないのではないだろうか。これまでは、津波対策というふうなことが一番のメインの仕事だったわけですが、これから軸足を6号線から上のほうに移していったときに町民に安全・安心を担保するというふうなことにおいてはやっぱりこの大雨、洪水、土砂災害についてのことをするのが一番ではないだろうかと考えるわけですが、町長はそのことについてはいかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町としてどこまでのリスク管理といいますか、備えをすべきなのかということだろうというふうに思います。この前の21号で大変な痛手を負ったわけですから、それに対する対策・対応というのも急がれるわけですから、基本的には28年度から進めております丘通り地区の数十年來の生活環境基盤整備ですね、これをまず粛々と進める必要があるのかなというふうに思っているわけですから、そこの中でのご指摘の一定のリスク管理を高める中でここはと思われる部分ですね、具体的に申せば浅生原の新井田川ですね、国道の下ですね、あの辺なんかは非常に問題があるなということで、問題意識を持って対応していかなくちゃいけない、優先順位の高い部分かなというふうには思ったりはしております。それぞれの河川流域ごとの状況がございますので、ご指摘の視点を大事にしながら河川ごとの整備に努めながら少しでも河川の排水能力をアップできるように取り組んでまいりたいというふうに思います。それにつきましても、前段でもお願いしましたように、町の予算そのものの配分についての全体的なご理解もあわせてお願いできれば執行部としても大変対応しやすい側面がございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。山元町地域防災計画の中に風水害というのが19ページに書いてあります。そして、この中には、「本町は、自然条件から見て台風、豪雨、洪水等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない」というふうな規定がしてあります。このような規定からいって、風水害に強いまちづくりというふうな方針を示しておりますので、今回台風の現状を見たら、これまではこれまでにない雨量だとか何とかということまで話をしてきていますが、今回のことが前例になるわけですね。前例をこれからは前例というふうな形になりますので、このことを生かして、これを予測される最大のものとして今後排水計画とか、いろんなことを災害計画を立てていかなければならないというふうに私は考えるわけですが、町長はいかがでしょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の視点感というのは非常に大切に、まさに基本中の基本でございます。私も全く同感なんですけど、ただこれ災害というのは、どこまで対応すべきなのかというのは、これはなかなか難しい面がございます。どうしても最後は経済的な関係との折り合いをどこでつけるかということでございますね。3.11の場合でも海岸部で12、3メートルあった津波高ですね、それについては7メートル以上の防潮堤を一線堤としたいいわゆる多重防御機能をもって折り合いをつけるというふうな、そ

ういうことで進めてきているわけでございまして、水害台風被害についてもどこかでやっぱり一定の基準で折り合いをつけていかないと、これを自然災害を完全に排除するというふうなのはなかなか厳しゅうございます。もちろんであれば今回の21号を念頭というふうな、そういうご提案もあったわけでございますけれども、やはり町全体としてどこまでのリスク管理をする、そしてそこに必要な予算を優先的に配分するんだと、別なこういう側面は節約、我慢というふうな、そういう折り合いを全体でつけていく必要があろうかなというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま町長の話されましたことは、私もわからないわけではないわけですが、今回は自然災害、天災というふうな言い方をされますが、見方によっては本当に天災なのか、我々がきちっと対処をしていれば、もう少し違った観点から見れば対処していけばある程度防げたところはないのかということから見れば、見方によってはそれは人災じゃないかというふうに言われても仕方のないところが出てくるかもしれません。先ほど竹内議員は、「災害は忘れたころやってくる」というふうに言われましたが、これはいまや「災害はいつでもどこにでもやってくる」そういうふうな時代になって、備えを十分にしていかなければならない、そういうふうな時代になりつつあるんだろうと思いますし、逆に町は町民の生活のために最低でも生命や財産を守るための施策を講じていかなければならないわけですが、全部をやれとは私は言っておりません。

例えば今回、山下町においても非常に水が冠水するというふうな状況もありました。これは本当に天災なのかといたら、私は部分的には人災部分があるのではないかと、それはどこなのと言われたら、やっぱりあそこを太かった水路を細くしてしまって、ふたをかけてしまって、排水が悪くなっています。それで山寺川に引っ張っていったというふうなことがある程度人間の側の責任ではないのかなと、そういうふうなことからいって、土砂の浚渫とかなんかも含めてやっぱり大きな観点で考えていかなければならないと私は思いました。

この前も話しましたが、河川の排水路、それからこれまで6号線から上の保水とか貯水対策について、町長は今後そのようなことを考えていくということをございせんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私も人一倍県のほうで防災なり、危機管理のほうにタッチした人間でございますので、問題意識は相当持って、この防災対策の整備に取り組んでいるつもりでございます。ご指摘のたけだ魚屋なり、末永写真館の前の排水、分水関係についてもこれはやはりその時々町の判断があって、そういう流れをつくってきたんだろうというふうに思っておりますが、私の個人的な問題意識としては道路整備をしながら山下の町なり、あるいは花釜に通ずる町道の避難道路等としての整備の中で側溝整備もあわせてしているわけでございますので、あそこに一定の分水をしない手はないというのが基本的な考え方でございます。ある側溝を使わないで、あそこに流すと山下の町が水浸しになるんだというのが私に対する職員の説明でございましたけれども、それはおかしいだろうと、何のために側溝なり、排水路があるんだという中で、少なくとも今そういう問題意識の中で、改めてその辺の流れの解析調査を行っているところでございますので、どこに山下町を走る側溝なり、あるいは先ほど言っている下流のほうに通ずる道路の排水の側溝がどういう不具合があるのか、不具合があるとすればそこをどういうふうに直せばいいのか、そういうものを真剣にやっつけていかないとせっかく整備したのが機能が発揮できないで山寺川一本に負担がかかるというようなことで、全体に迷

惑がかかったらこれはまずいだろうと、そういう問題意識でございますので、それを一例とさせていただきますして、議員ご指摘の不具合になっている箇所、一定程度ございますので、そういうところを優先的に改良・改善に取り組んでいく必要があるなというふうに考えているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。1カ所だけ部分的なお話をしますが、山元町は道路の脇に排水路と、または川というふうなことがこれまでずっとそういうふうなことが続いてきて、生活道路に道幅が必要なので、その排水路を少し狭くしているということがどこにでも見られるので、今後例えば鷺足川などの下なんか道路と水路が同じぐらいの幅なわけです。それでもあふれるわけですので、逆に都会などは下を水路にして上を道路にするというふうな、そういうふうなことをすれば道路も水路も広く確保できる、そういうふうなことも考えられないのかどうかですね。特に鷺足などは、生活道路が非常に狭く水路もあれですので、そんなふうなことを考えていくことは可能なのか、不可能なのか、そういうふうな余地があるのかどうか町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは技術的な側面が強いので、担当課長のほうがよろしかと思います。考え方としては十分、ご指摘のように都市部を中心にそういう対策・対応が各地で行われております。問題は経済性の問題だろうと、大変申しわけないんですけどもその一言に尽きるんじゃないかなというふうに思います。技術的には問題ないと思います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。議員ご指摘の、あと町長の説明にもあったとおり、技術的には可能でございます。ただ、やはりどうしても水路の上に道路を築造するというような内容といいますと、莫大なコストを生じますので、多分当町の場合ですと、そういった構造で築造するよりは用地を買収してやるといった選択になるかと思えます。ただ、今の現状の水路の容量が、もう基本的に不足しているという前提であれば補助なりのお金を使ってとか、国のほうへの要請という形で認めてもらえるという可能性はあると思うんですが、現状は基準の流下能力というのをほとんどほぼ満足しているといった中でではさらにプラスアルファの流下断面を得ようとすれば、それはもう町の手出しでやっていく必要があると、水路の場合、道路のように一部分的に広げても効果はほとんど発生しないと、やるのであれば下流から必要のところまで一気に改修する必要があるといったことを考えればやはり今の構造を抜本的に考える、ふやすというよりは、浚渫や流木の処理をして、今の断面を適切な断面を確保していくといった方向でやるのが中・短期的には現実的な方法なのかなというふうに考えております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。説明は私も理論的には重々わからないわけではないんです。ところが地域に住む方々はそれで納得してくれるかという、やはり自分の生命財産という観点から考えたら、何で直してくれないんだというふうに思うのがやっぱり人の情ではないのかなと、例えば私が言っているのは、橋に流木が引っかかっている。ではそれを誰が拾い上げるんだというふうな具体的なことだって出てくるわけですね。今回については、地域の住民がやっぱりいろんな道具で引き上げたりなんかしている場面も私は見ております。やっぱりあのぐらいの量になると、生命に危険を感じたりなんかする。それは本当に1年に数回しかないわけですが、それを考えたらストレスとかいろんなことを考えるとやはり町長が先ほども言いましたように、関係機関に働きかけてでもそこは手直しをすとかなんかをしてやるのが私は町民に対するサービスであり、本来の町

の政策なのではないかというふうに考えているわけで、今回質問しているわけですが、そのことについては町長はいかが感じますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。繰り返しになりますけれども、基本的な部分については伊藤議員と全く思いは同じでございますけれども、これはやはり町の方だけではこれはいかんともしがたい排水河川等々の整備基準というものがあって、10年に一度の大雨とか、20年に一度の大雨を基準にした排水路整備がなされておりますので、基本的にはそれを基本にやらざるを得ないという部分、ただしそれでカバーできない部分については、ソフトの部分での対応を織りまぜながらやる必要もありますので、今ご指摘の例えば流木が流水を障害していると、誰が除去するんだというふうなあたりについては、地区の皆さんのお力でももちろんでございますが、やはり消防団の皆さんとももう少しきめ細かな配備なり、対応ができないかどうか、今回の台風21号を教訓にしよう少し対応策を練り直していく必要もあるのかなというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても必要な箇所については、これは必要な対策・対応を一定の出費があってもこれはやらなくちゃいけないというふうな、そういう基本的な思いはございますし、ハードとソフトをうまくかみ合わせながら少しでも住民の皆様の安全・安心を確保できるような取り組みに努力してまいりたいというふうに思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。質問の最初に話をさせていただきましたとおり、川の土砂の浚渫はしていただきました。それから護岸のかさ上げもしていただきました。それでもなおかつ流木等が引っかかって越水したというふうに私は話をしましたが、その流木はどこから来たのかとよく考えてみると、考えられないような大きさのもの、木の根とか、そういうものが来ているわけです。山寺川に引っかかっているわけですからこれは鷺足川でも浅生原とか山下川ではないわけです。山寺川なわけです。どこから来ているかという、やっぱり深山山麓から流れてきているんだろうと思いますが、これまで私は大雨が降ってもそういうふうなものが流れてきていたことを見たことがありません。ただ、竹とかなんかが引っかかっていたことが見たことありますが、あのように木の根っこが引っかかってそういうふうになっていると、それも2カ所の橋を塞いでいるということですので、やはりあその場面も含めて6号線をまたぐところ、やっぱり考えていかなければならないんだろうなというふうに思っておりました。関係機関とよく協議をしたり、連携をして進めていっていただきたいと思いますが、それでは、いろんなところで減災に対する考え方ということが言われておりますが、やはり減災をする場合にはハード面からの対策も必要だろうというふうに思いますが、自然災害について、要するに例えば常磐高速道なんかが開通してからアセスメント、環境に対する影響評価については実施しているのか否か、そのことについていかがでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。ちょっと今手持ちに資料ございませんので、ちょっと後ほどお答えさせていただければと思います。（「やっている、ね、やってっぺした、鹿狼山に大鷹がいつとかって少し遅れたべした、環境アセスで」の声あり）

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。やはり前の議員の質問にも変化があるんだ、環境に対する変化があるんだと、その変化に対して対応していかなければ減災も私はできないだろうと、ですので、ハード面からの対策とか、ソフト面からの対策というふうなことを考えていかなければならないんだろうなというふうな観点から質問しているわけですが、自助・共助・公助というふうな観点でいろんなところに出しておりますけれども、そのいわゆる自

助・共助・公助のソフト面の対策で我々町民のほうにいろいろこのような法則というふうなことを出してきておりますが、このことについて安全・安心という観点から町のほうでは今後どういうふうな方向にそれを考えていくのか、町民に求めていくのか、お考えがあればお知らせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の三助の教えというのは、どういう場面にも通用する基本中の基本の話でございますので、どこに活用するというよりこれはもう絶えずそういうものを一つのバイブルとして理解をして、それぞれの立場で果たすべき役割をしっかりとやってもらう必要がありますよということをいろんな機会を捉えて共通理解をしていくということが、これが何よりも求められるんじゃないのかなというふうに思います。特異な場面だけに三助の教えが当てはまるものではないと私は理解しております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今回の台風の際に私の住んでいる地区でもやはり一時避難を中央公民館のほうにした家庭がございます。その際、地元の区長さんがやっぱりお声がけをしたりなんかして、そういうふうになっているわけですが、そのような場合にやっぱりもっと早くとか、もっとこういうものが欲しいとかというふうなことを示されておりますので、これからやっぱりそういうふうなことってたびたび出てきては困るんですけども、ある可能性があります。ですので、そういうときにいわゆるいろんな場面で町では三助ということでこれから進めていくんだらうと思いますので、そのマニュアルとか、パンフレットとか、そういうふうなことをつくる計画はあるのか否か、そのことについていかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。前の危機管理室当時の業務といたしまして、我が町の防災ガイドブックというものを作成いたしましたして、各地区に配布させていただいたところございました。これにつきましては、ただいまの自助・共助・公助に関する部分をまずはうたっておりまして、まず自分の身は自分で守るということを中心に地域ではどのようにしていただくのか、公にはどのような方策を講じていくのかという部分を取りまとめたものを皆様のほうにお配りさせていただいたところがございます。また、山手側であれば土砂災害警戒区域というところがございまして、そういうところ今の区画地区、基礎調査を実施して危険箇所が確定したところから地区への説明会ということを去年、ことしの春だったでしょうか、1回目から進んだところございました。これにつきましては、その危険箇所を改めてその地区の方に知っていただくということではその情報のパンフレット、チラシ的なものをつくって該当地区に順次その基礎調査が終わったところからお配りをしていこうということで計画をしているところがございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。三助の進め方についてはわかりました。

それでは、今回の台風で床下浸水が町内で34件ございましたというふうなことで、床上浸水以上でないとは支援とか援助はいただけないというふうなことをお聞きしましたが、その中身についてですね、例えば、汚泥の捨て場とか、ごみの捨て場とか、そういうふうなことも含めて町から支援とかなんかはしていただけないものなのかどうか、その辺については何か指定区分とか何かについてはあるのかどうかお聞きします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。まず、今回床下浸水ということで、町内で34件、住家と非住家合わせての件数でございましたが、把握しているところでございます。この件につきましては、発災後、各行政区長様のほうにその状況を確認していただいて、そして防疫という意味から石灰をお配りするというところでつかんだ数字でございました。

あと、例えば先ほどの山下地区で例えば旧高野書店さんのほう、あの辺なんかも土砂が流れ込んでしまったというところにつきましては、床下浸水で各ご自宅のほうで土砂のほうは撤去していただいたものをあと町のほうで回収には当たって対応はさせていただいていたというような状況だったと思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。できるだけ自宅、自分のうち、また人手でやるという方向で、人を頼んで、例えば泥かいて道路まで出したとか、その人夫とか、そういうふうなことについての支援、いわゆるそういう被災ということではないので、そういうふうな場面まではないのかどうか。そのことについていかがですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。これもまた大変心苦しいんですけれども、これもまず自助という中で対応はさせていただいていたということで、そのうちのほうの町のほうでその状況をするタイミングに合わせていただいて、そこで回収させていただくまでは対応していたというのが実情でございました。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今後、そういうふうなことがあるのは困るわけですが、出た場合にやはり町として多少の支援をしていくお考えは町長にはございませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。公的な役割、あるいは出番というのは、やはり一定程度のものということにならざるを得ないのではなかろうかなというふうに思います。大小さまざまな部分を公的な部分で対応するというのはこれはなかなか現実的でないだろうというふうに思います。一定の災害規模に照らし合わせての支援を講じていくべきではなかろうかなというふうには思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。一定程度と話がありましたが、今回は激甚災害に指定され、局所的な激甚災害というふうなことだろうと思うんですが、その中にいわゆる被災者住宅などの復旧建設事業等々というふうなこととか、感染予防事業等々というふうな項目があるんですが、これには触れていることはできないのかどうか。床下はこれではだめなわけですか。このことについてはいかがでしょうか。

議長（阿部均君）どなたかわかる方。激甚災害に指定になった場合、床下浸水とかいろいろな部分に対する支援制度はあるのかなのかということです。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。激甚災害の指定によりまして、さまざまな支援等ございますが、その災害の発生したときの被害の大小によって支援の適用になる条件が毎回異なります。今回の平成29年10月21日から23日の間の防風雨に関する激甚の指定に関しては、主に農業施設に対するかさ上げの補助という形で適用がされておりますので、それ以外のものについては通常の災害の取り扱いというような考え方になるかと思います。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

それでは、別の質問に移りますが、私の質問の中に町が管理する河川、土砂等の浚渫、上流から下流までとありますが、直接管理しているわけではございませんが、今回の台風で牛橋の河口大分土砂が堆積していたと思われませんが、このことについて浚渫計画はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。牛橋の河口の浚渫につきましては、今年度一応予算案立てをしまして、地元の意見も聞きながら浚渫する範囲であったりとか、深さであったりとか調整しながら対応させていただきました。まず、今の段階では、今回の浚渫での効果のある程度見きわめながら必要であれば継続と、ある一定程度の効果があるの

であればとりあえず継続してモニタリングを続けるという形になろうかと思えます。今回の災害の被害につきましては、ちょっとまだ正式にどれぐらい掘ったものが埋まったとか、そういったものは把握しておりませんので、ちょっと具体的な計画等は今のところはございません。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今回の台風被害につきましては、やっぱり雨量というふうなことが第一の問題だろうというふうに私も考えております。ただ、岩佐秀一議員、それから竹内議員の質問の中にもありましたように、常磐高速道路ができて、多少アセスメントが変わっているとかですね、いろんなことも考えられますし、地球温暖化の影響とかということもありますので、今後いろんな分野から物事を見たり考えたり分析をしたりして、できるだけ町民に被害や負担のかからないような方策を講じていってほしいと思えますし、対策を講じていただければなというふうなことをお話して一般質問を以上で終わりにしたいと思います。

議長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）先ほど伊藤議員の質問の中で、高速道路の環境アセスメントは行ったのか、行っていないのかという部分は通告外に当たりますので、後日まちづくり整備課長のほうから伊藤議員に行ったか、行わないかを調査して報告いたすようにいたします。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は12月13日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時53分 延 会
